

坂戸市地域福祉計画（第2期）

坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2期）

平成27年度～平成31年度



坂戸市・坂戸市社会福祉協議会

はじめに

坂戸市と坂戸市社会福祉協議会では、社会福祉法に基づき、それぞれ「坂戸市地域福祉計画」、「坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定してまいりました。

両計画を策定するにあたり策定・推進委員会が組織されていますが、この委員会の協議の中で、地域福祉を進めるうえで、「坂戸市地域福祉計画」、「坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は車の両輪であり、十分整合を図りながら同じ目標に向かい策定すべきとの意見が出されたことから、第2期の計画を策定するにあたり、合冊として策定することとなりました。

本書では、坂戸市並びに坂戸市社会福祉協議会が、地域福祉を充実させるために同じ目標に向かうため、各種施策を掲げています。

ごあいさつ

近年、急速に進む少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、地域住民の抱える生活課題が多様化・複雑化の一途をたどっています。

このような中、行政はもとより、地域住民や地域の専門機関、事業者など、地域に関わるすべての人が連携して、支援が必要な人を支える仕組みを作る「地域福祉」の重要性がより一層高まっています。

本市では、平成２２年度に「みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまち さかど」を基本理念に掲げ、第１期坂戸市地域福祉計画を策定しました。

私は、誰もが住み慣れた地域で、家族・友人に囲まれ、安全・安心に暮らし続けたいという市民みんなの願いを実現させていくためには、地域を構成する誰もが主役となり、支え合い・助け合う仕組みづくりを推進することが重要であると考えています。

本計画は、平成２７年度から平成３１年度までの５か年を計画期間とし、第１期計画の基本理念を踏襲するとともに、市と社会福祉協議会が連携、協働してアンケート調査や地区別懇談会、市民コメントの実施など、できる限り多くの市民の皆さまからご意見をいただきながら、市の地域福祉計画及び社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定いたしました。

今後におきましても、この「第２期坂戸市地域福祉計画」が地域福祉推進の基本となる計画として、「向こう三軒両隣」の付き合いなど、人と人とのつながり、心の絆が大切にされる坂戸市となるよう、地域住民の皆さまと連携・協働し、地域福祉を推進してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、多大なる御尽力を賜りました坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会委員の皆さまをはじめ、御協力をいただきました多くの市民の皆さまに心より感謝と御礼を申し上げ、ごあいさつといたします。



平成２７年３月

坂戸市長 石川 清

ごあいさつ

「社会福祉」という言葉は多くの方々が御存知のことと思います。しかし、その意味するところはそれぞれの人が様々に思い、立場によっても違います。

私たち市民の暮らす社会では、福祉に対して共通の認識を持ち、福祉というサービスを受けたり提供したりして社会生活を「しあわせ」で「ゆたか」に生活が送れることが望まれます。

そのためのガイドラインを示す本冊子が多くの関係された方々の献身的な努力で完成しました。策定に携われた様々な分野の方々に、改めまして感謝いたします。

市長の御指摘のとおり、平成22年に坂戸市が「坂戸市地域福祉計画」を策定し、それを受け坂戸市社会福祉協議会では一年遅れの平成23年に「地域福祉活動計画」を策定しました。いずれも5か年という長期の計画でした。市民感覚を考慮し第2期の計画は統一しましたが、坂戸市社会福祉協議会の「活動計画」は一年前倒しとなり、大変な負荷がかかりましたが、「市民へのサービスが第一」をモットーとして協同作業に参加させていただきました。

今、困りごとを抱えていたり・今、不安を感じたり・今、生きる力を失いかけたりなど困難に直面している人が私たちの周りに多くおられます。この様な方々に光を当てることこそが地域福祉のはずで、坂戸市と坂戸市社会福祉協議会が車の両輪になって地域福祉事業を展開することが肝要です。

過去からの延長で先々を捉えて活動することを、現在から将来を見据えると言うことでフォアキャストと言います。10年先・20年先に焦点を合わせ、そこから現在を捉えて活動することを、将来から現在を振り返ると言うことでバックキャストと言います。いずれの観点から行動を起こすにしても、この「地域福祉計画・活動計画」が「絵に描いた餅」とならぬようにすることが私たちの勤めです。

市民・地域住民のニーズを的確に捉え、それに応えて「ありがとう」の一言が市民の皆様から返ってくるような活動計画であり、実践であることを願って本冊子発行に当たってのあいさつの結びといたします。



平成27年3月

坂戸市社会福祉協議会会長 恒川 勝

目 次

ページ

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉計画の位置づけ	2
(1) 社会福祉法による位置づけ	2
(2) 計画に盛り込むべき項目	3
(3) 地域福祉計画と関連計画との関わり	4
3. 社会福祉協議会における地域福祉活動計画の位置づけ	6
(1) 社会福祉法による位置づけ	6
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関わり	6
4. 計画期間	8

第2章 地域福祉の現状

1. 国の現状	9
2. 埼玉県の実況	10
(1) 地域のケアシステムと地域の福祉力を統合する基盤づくり	10
(2) 孤立を防ぎ、見守り、助け合い、支え合う地域づくり	10
(3) 地域福祉を支える担い手づくり	10
(4) サービスを適切に利用できる環境づくり	10
3. 坂戸市の現状	11
(1) 社会構造の変化	11
(2) 高齢者の状況	13
(3) 障害者の状況	15
(4) 児童の状況	17
(5) 生活保護の状況	18
(6) 振り込め詐欺の発生件数	20
(7) 地域コミュニティの現状	20
4. 市民ニーズの把握	22
(1) 市民意識調査	22
(2) 地区別懇談会の開催	24
(3) アンケート調査の実施	28

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	32
2. 基本目標	33
3. 圏域の設定	33
4. 計画の体系	35

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

基本目標1：コミュニティの活性化により安心して住み良い地域にします

1. 地域活動への住民参加の促進	36
2. 地域を担う人材の育成	38
3. 地域ネットワークの強化	39
4. 一人ひとりの人権の尊重	42
5. バリアのないまちづくり	44

基本目標2：必要な支援をいつでも受けられるサービス基盤を整えます

1. 相談体制の充実	48
2. 地域福祉サービスの充実	51
3. 生活困窮者対策の推進	56
4. 福祉事業者との連携	58

基本目標3：誰もが参加できるボランティア活動と支え合いの仕組みを創ります

1. ボランティア活動の活性化	60
2. ボランティア活動への市民参加の促進	62
3. ボランティア活動への支援の充実	64
4. ボランティアの活動拠点の充実	65
5. 集いの場の充実	67

基本目標4：安全・安心に生活できる地域にします

1. 避難行動要支援者の支援方策	69
2. 地域の防災・防犯体制の充実	71

第5章 計画の目標値と推進体制

1. 計画の目標	74
(1) 地区協議会の設置	74
(2) 区・自治会における支え合いの推進	74
2. 計画の推進体制	74
(1) 市民参加の推進体制	75
(2) 庁内の推進体制	75
(3) 社会福祉協議会の推進体制	75
3. 計画の公表	75

資料編

1. 坂戸市地域福祉計画策定経過	79
2. 市民コメント結果	80
3. 坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会	81
4. 坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議	83
5. 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定経過	86
6. 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会	87

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の急速な進展、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりや地域への帰属意識の低下が進み、かつてあったような家庭や地域における相互扶助機能が低下しています。

こうしたなか、自助で対応できないことについて、地域住民による共助・互助と行政による公助が有機的に連携し、地域に根ざした地域福祉活動が展開されるよう、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画の策定が求められています。

そこで、坂戸市では、平成22年3月に坂戸市地域福祉計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らすことができる社会の実現を目指して、地域住民のほか、坂戸市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）など関係機関と連携を図りながら、様々な施策を展開してまいりました。

しかしながら、第1期計画の策定以降、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加、若年層の雇用情勢の悪化（現在は、学卒を中心に雇用情勢は改善されつつある）など、社会経済環境が大きく変化するなかで、自殺者の増加、配偶者暴力、高齢者・障害者・児童への虐待、貧困の連鎖など、新たな課題が生じてまいりました。また、「無縁社会」という言葉に象徴されるように、地域社会との関わりを持たず、孤立して生活している人も増加しています。

その一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、防災に対する関心や地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、緊急時に備えた見守り・助け合い活動の重要性が再認識されるようになりました。

こうしたなか、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことが重要であり、地域住民の助け合いの意識を高め、互いの顔が見え、互いに声をかけ合うことができる“地域の絆づくり”が求められています。

そこで、第1期計画策定以降の社会情勢の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、平成27年度から平成31年度までの5か年計画として、第2期の坂戸市地域福祉計画及び坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定することとなりました。

2. 地域福祉計画の位置づけ

(1) 社会福祉法による位置づけ

第2期坂戸市地域福祉計画（以下、「第2期計画」という。）は、本市の地域福祉の推進に関する基本的かつ総合的な指針を定めるもので、第6次坂戸市総合振興計画（以下、総合振興計画）という。）を上位計画として、その基本構想に即して、地域福祉分野を推進するための基本的な計画としての性格を持ちます。

社会福祉法（抜粋）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【地域福祉計画に盛り込むべき事項】

1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ① 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
- ② 要支援者が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
- ③ サービス利用に結びつかない要支援者への対応

2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ① 民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
- ② 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり

3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ① 地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実
- ② 地域福祉を推進する人材の育成・確保

(2) 計画に盛り込むべき項目

① 要援護者※の支援方策

(平成19年8月10日、厚生労働省社会・援護局長通知)

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震の際、要援護者に関する情報の共有が不十分だったことから、安否確認や避難支援等が迅速かつ適切に行えなかった等の指摘があり、これを踏まえて「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」が通知され、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むことが示されました。

加えて、「市町村地域福祉計画の策定について」において、「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が示されました。

※要援護者

災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。一般的に高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等が考えられる。

要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 要援護者の把握に関する事項
2. 要援護者情報の共有に関する事項
3. 要援護者の支援に関する事項

② 高齢者等の孤立防止方策

(平成22年8月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)

昨今、高齢者などの孤立や所在不明問題などが発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかとなり、少子高齢化社会における高齢者等の孤立が憂慮されています。地域福祉計画は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資するものと考えられます。このようなことから、地域福祉計画の策定済みの市町村に対し、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応にあたり有効な計画となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう通知されました。

市町村地域福祉計画の策定及び見直し等について

1. 地域福祉計画策定済みの市町村については、計画の内容について高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応にあたり有効な計画となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じる。

③ 生活困窮者※支援方策

(平成26年3月27日厚生労働省社会・援護局長通知)

東日本大震災や昨今の孤立問題などから、地域の絆の必要性が再認識され、これまで以上に地域福祉の推進が求められています。このようなことから、地域福祉推進の拠り所となる計画の策定を進め、さらには平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づく新制度が実施されるにあたり、この制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていくうえでも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であると思われます。

このような状況を踏まえ、「市町村地域福祉計画及び都道府県支援計画の策定について」において、計画に盛り込むべき事項が示されました。

※生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

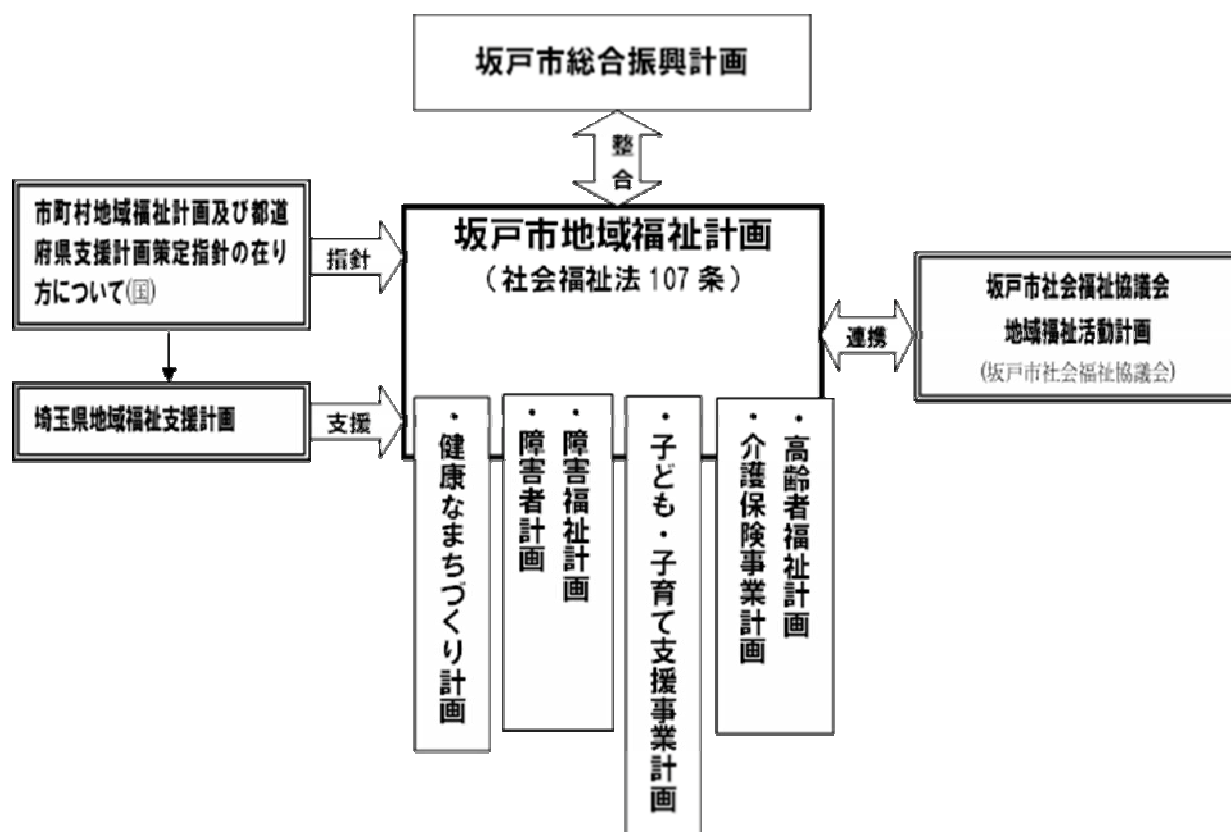
生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び 都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項
4. その他の留意事項等

(3) 地域福祉計画と関連計画との関わり

第2期計画は、市政運営の基本方針となっている第6次坂戸市総合振興計画の部門別計画としての性格を持ち、行政で推進すべき施策の方向性を示すとともに、「健康・福祉、安全・安心」分野の部門計画である「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者福祉計画、介護保険事業計画」「障害者計画、障害福祉計画」「健康なまちづくり計画」との整合性を保つとともに、「さかど男女共同参画プラン」「坂戸市地域防災計画」など、市民生活に係る諸分野の計画との連携を保ったものとして策定いたします。

特に、介護保険制度で重要な課題となる、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステム※の構築との整合性を図ることが重要となります。

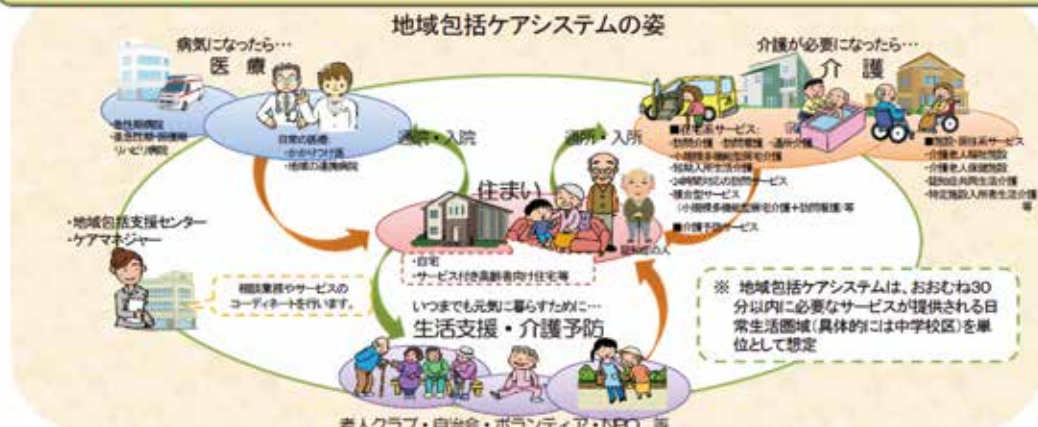


※地域包括ケアシステム

介護が必要となった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、**地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



(厚生労働省 HP より抜粋)

3. 社会福祉協議会における地域福祉活動計画の位置づけ

(1) 社会福祉法による位置づけ

坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、市民の皆さんと相互協力して作成する地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画です。

社会福祉協議会では、平成23年度から平成27年度「第1期坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、計画に基づき推進してまいりました。

一方、坂戸市地域福祉計画は、行政計画として福祉分野を包含する地域福祉全体像を定めた計画であり、平成26年度までの「第1期計画」に続き、平成27年度「第2期地域福祉計画」を策定することとなりました。

第2期計画は、効果的な施策を盛り込み、相互に連携することが重要であることから、「第1期坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を1年前倒しにし、「第2期坂戸市地域福祉計画・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的な計画とし策定することとなりました。

社会福祉法（抜粋）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関わり

坂戸市地域福祉計画は、市の行政計画として基本構想や基本計画を踏まえ福祉分野の個別計画を包含する坂戸市の地域福祉推進の全体像を定めた行政計画として位置づけされており、坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画は社会福祉協議会の地域福祉活動を推進するための活動・行動計画です。

国や全国社会福祉協議会などでは、市の策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画が基本理念、基本目標に基づき一体的に策定され、互いに補い・支え合いながら推進することが望ましいとしています。

坂戸市においても両計画は、地域福祉の発展を目指すものであり、その計画を通して市民が一体的に地域福祉を展開し、お互いに補い・支え合い、誰もが住みやすい地域社会を目指して「地域福祉」を進めていくための計画として第2期計画の基本理念・基本目標に基づき一体的に策定することといたしました。



4. 計画期間

計画の期間は、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5か年の計画とします。また、社会情勢の変化に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度～
地域福祉計 画・地域福 祉活動計画				第 2 期坂戸市地域福祉計画・ 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画 計画期間：平成 27～31 年度 （必要に応じて見直し）				
関連計画	第 6 次坂戸市総合振興計画 基本構想：平成 24～33 年度 前期基本計画：平成 24～28 年度 後期基本計画：平成 29～33 年度							
				坂戸市障害者計画 坂戸市障害福祉計画（第 4 期） 計画期間：平成 27～29 年度				
				坂戸市高齢者福祉計画 介護保険事業計画 計画期間：平成 27～29 年度				
				坂戸市子ども・子育て支援事業計画 計画期間：平成 27～31 年度				
			坂戸市健康なまちづくり計画 計画期間：平成 26～35 年度					

第2章 地域福祉の現状

1. 国の現状

少子高齢化への対応が求められる中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。

これを受け、増加が見込まれる認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、市町村は、地域の自主性や主体性に基づいた、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。

全国各地でいわゆる高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかとなり、少子高齢化社会における高齢者等の孤立が憂慮されています。

このようなことから、地域福祉計画は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資するものと考えています。

地域福祉計画の策定済みの市町村においては、この趣旨を踏まえて、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応にあたり有効な計画となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う必要があるとしています。

生活困窮者が増加しているなか、生活保護制度の見直しにとどまらず、生活困窮者支援の充実・強化に総合的に取り組み、特に就労可能な者に対して、生活保護受給に至る前の段階から早期に就労・相談支援等を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を図る新たな生活困窮者自立支援制度を構築し、全国的な体制整備を進めていく必要があるとしています。

2. 埼玉県の実況

埼玉県においては、平成23年3月に策定した「第3期 地域福祉支援計画」が計画の最終年度を迎え、現在、「第4期 地域福祉支援計画」の策定を進めています。その基本的な考え方は次のとおりとなります。

- (1) 地域のケアシステムと地域の福祉力を統合する基盤づくり
 - 拡充された地域包括システムと地域の福祉力の統合化
 - 介護保険制度の改正に対するNPO※・ボランティア団体による福祉サービスの充実
 - 社会福祉協議会との連携と民生委員・児童委員への支援の充実
- (2) 孤立を防ぎ、見守り、助け合い、支え合う地域づくり
 - 地域福祉の場・拠点づくりを促進
 - 孤立死などを防ぐ取り組みの促進
 - 災害時にも備えた情報共有の仕組みの構築
 - 「地域支え合いの仕組み」「コバトンお達者倶楽部」の拡充
 - 高齢化が一斉かつ急激に進む団地・ニュータウン再生の促進
- (3) 地域福祉を支える担い手づくり
 - NPO・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援
 - 地域福祉を担う住民の育成
 - 住民が地域福祉の課題を学び考える機会（福祉教育・学習）の充実
 - 介護、保育等サービス人材の確保
 - 社会福祉法人、企業、大学等との社会貢献活動との連携強化
- (4) サービスを適切に利用できる環境づくり
 - 生活困窮者対策の推進
 - 権利擁護体制の充実
 - 苦情解決制度及び事業者等の第三者評価、指導の充実
 - 誰にも優しいまちづくりの推進

※NPO

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称（NonProfit Organization の略称）

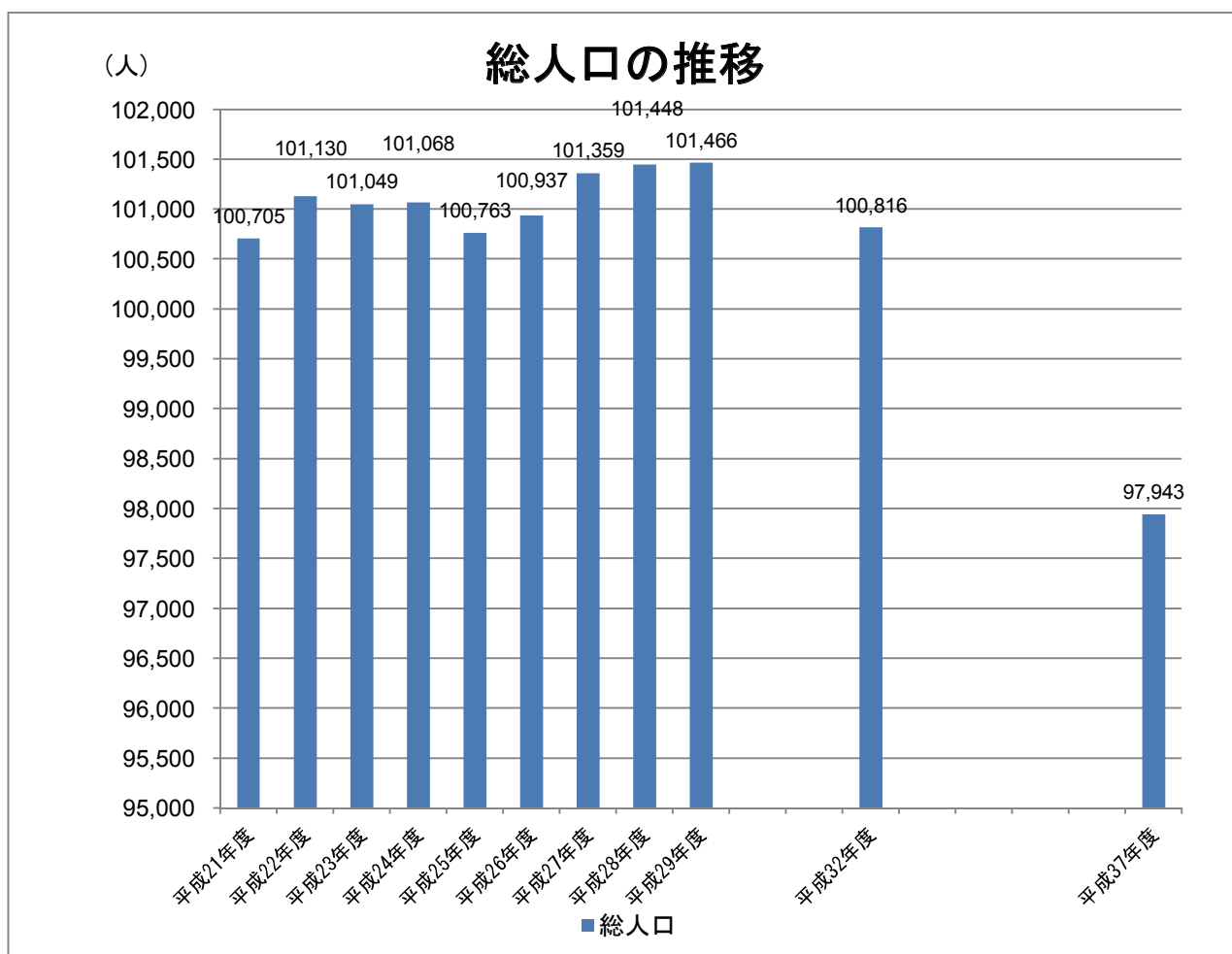
3. 坂戸市の現状

(1) 社会構造の変化

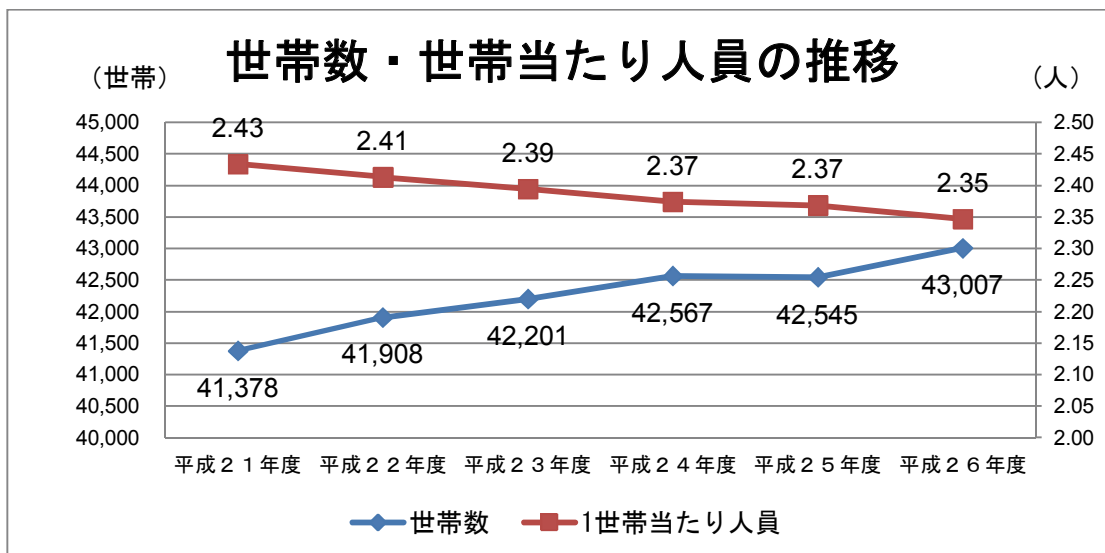
① 人口及び世帯数

本市の平成26年4月1日現在の総人口は100,937人、世帯数は43,007世帯で総人口は横ばい傾向、世帯数は微増傾向となっていますが、1世帯当たりの人員は2.35人と減少傾向となっており、単身、二人世帯が増加していることが伺えます。

人口推計値をみると、平成27年度以降、横ばい傾向がみられますが、今後は人口減少となることが予測されます。



※平成21年度～平成26年度実績（各年4月1日現在：住民基本台帳）
平成27年度～（各年10月1日現在推計値：高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

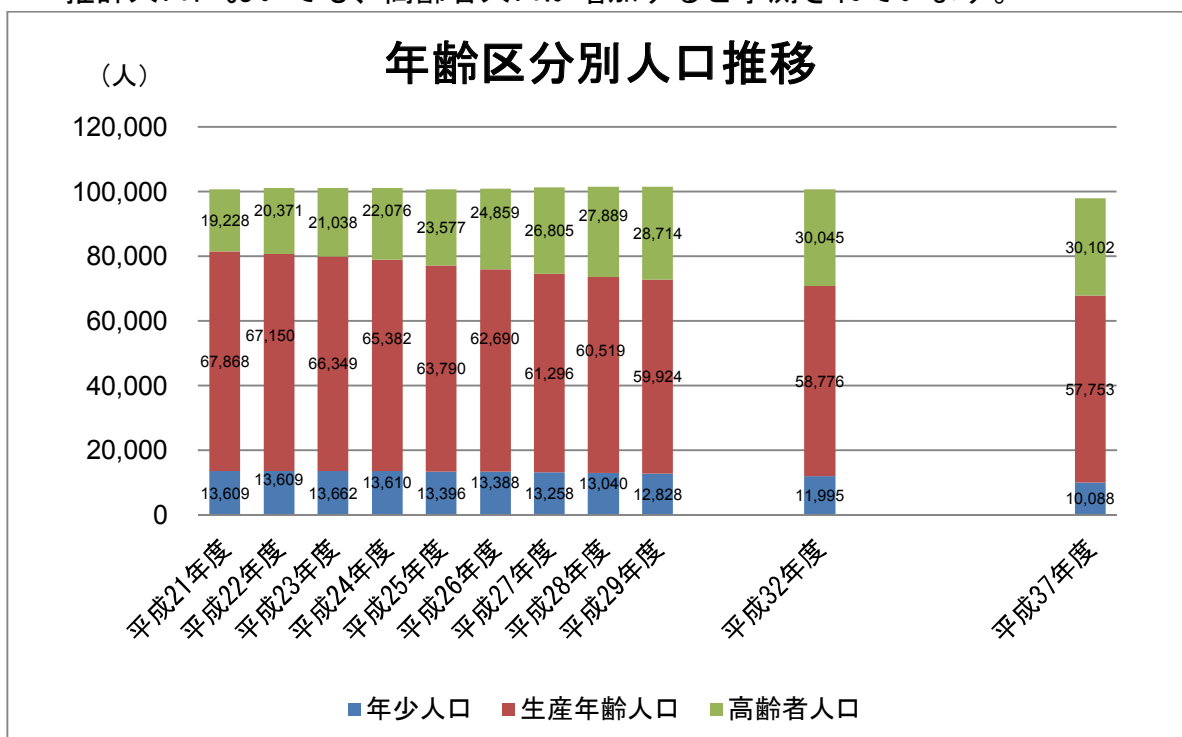


※各年4月1日現在：住民基本台帳

② 年齢区分別人口

年少人口（0～14歳）は横ばい、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向を示しているものの、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、高齢化が進んでいることがわかります。

推計人口においても、高齢者人口が増加すると予測されています。



※平成21年度～平成26年度実績（各年4月1日現在：住民基本台帳）
平成27年度～（各年10月1日現在推計値：高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

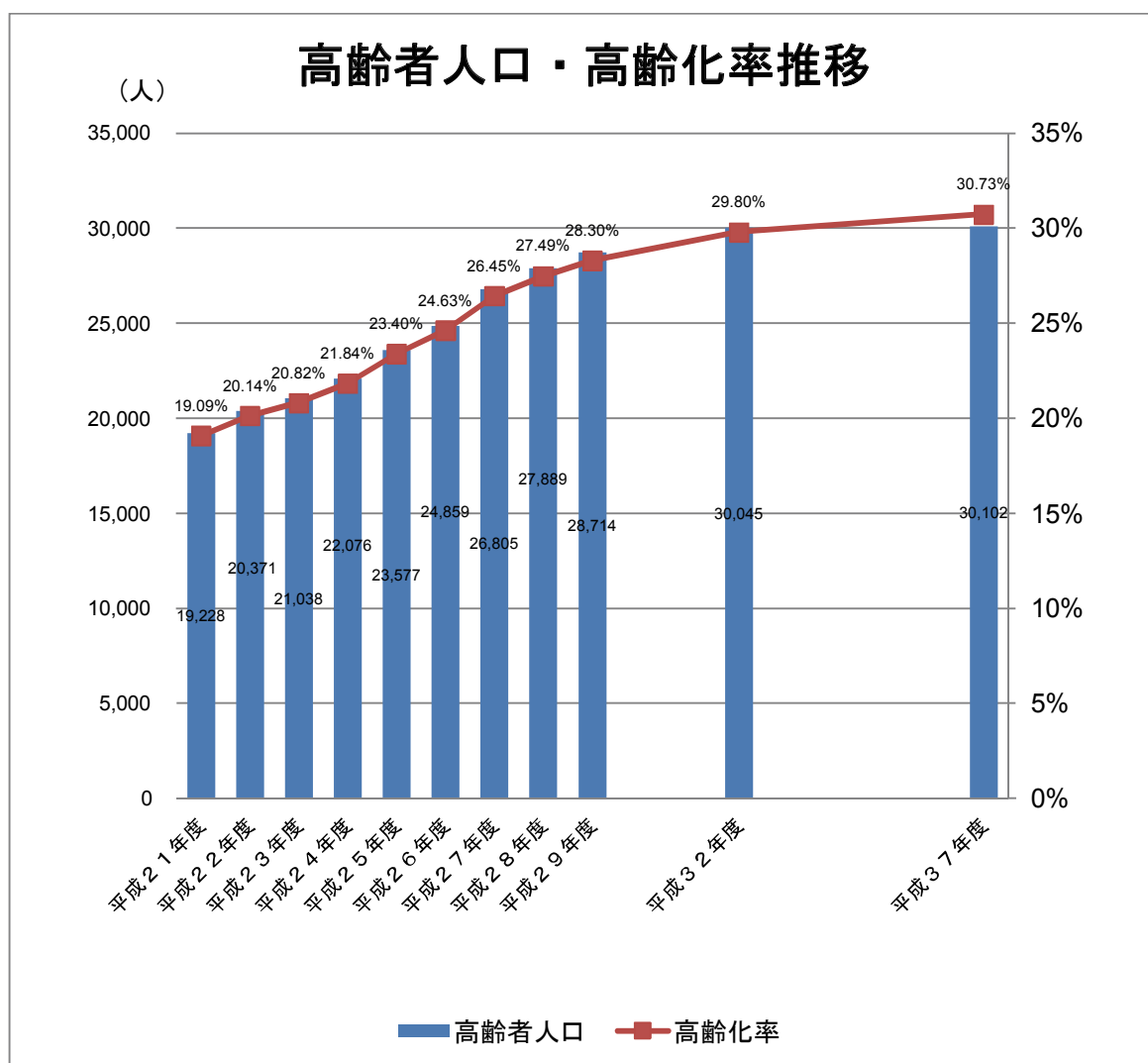
(2) 高齢者の状況

本市の高齢者人口は、増加傾向にあり、これに伴い高齢化率も増加しています。地区別の高齢化率をみると、大家地区の高齢化が進んでおり、特に大規模団地の西坂戸地区と鶴舞地区の高齢化が顕著となっていることがわかります。

平成26年8月1日現在の高齢化率は、初めて25.0%を超え、市民4人に一人が65歳以上の高齢者となっています。

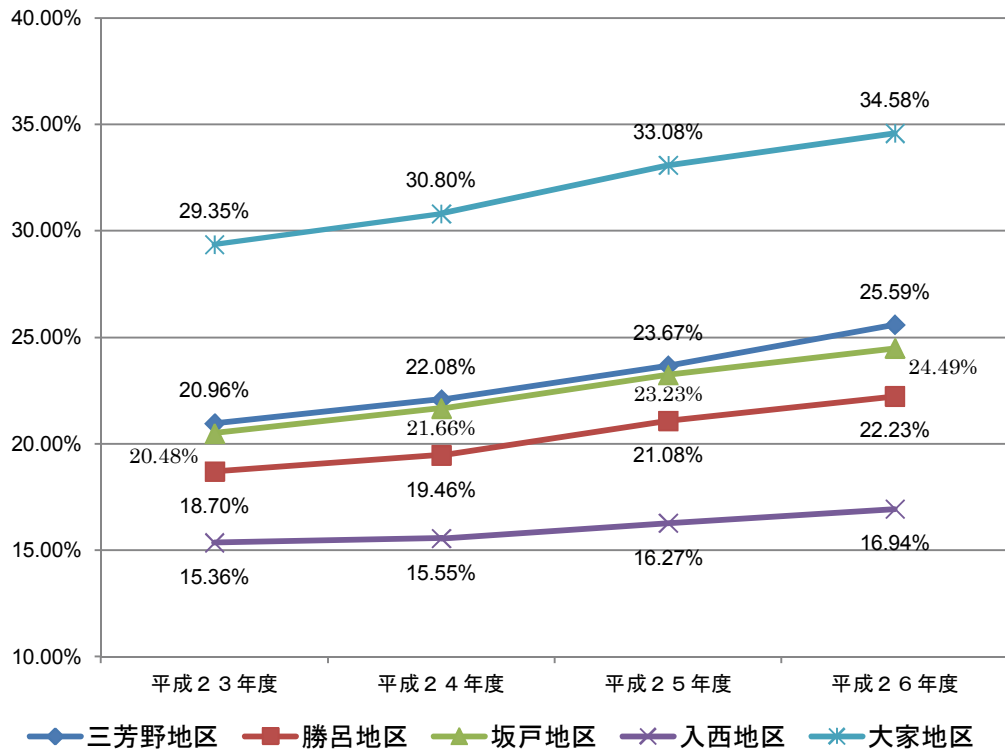
推計値では、平成37年度には高齢化率が30.73%になると予測されています。

要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）は、年々増加しており、平成25年度には3,035人となっています。



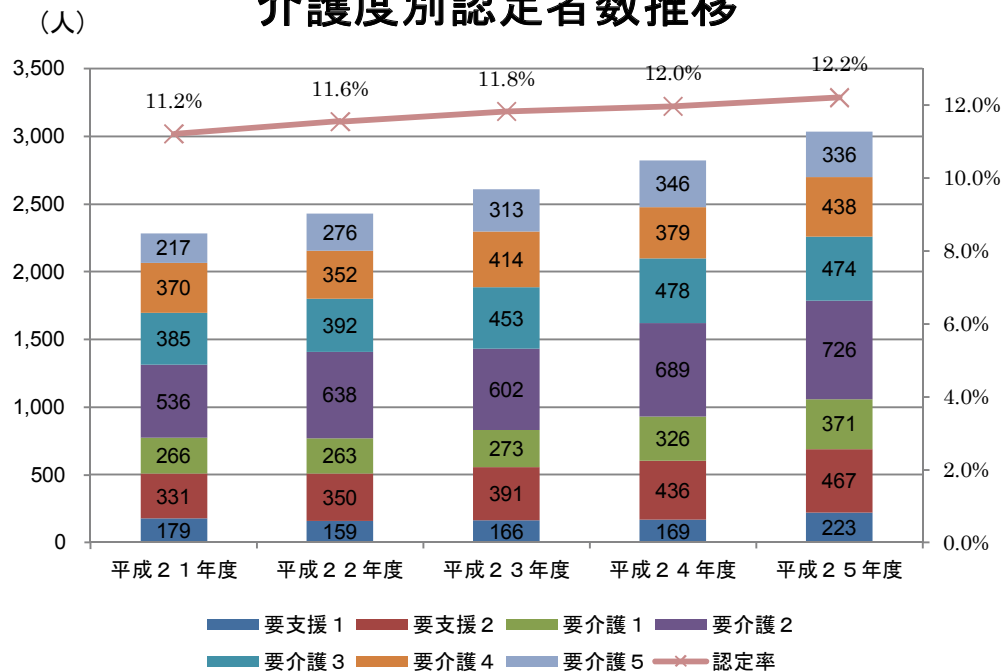
※平成21年度～平成26年度実績（各年4月1日現在：住民基本台帳）
平成27年度～（各年10月1日現在推計値：高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

地区別高齢化率推移

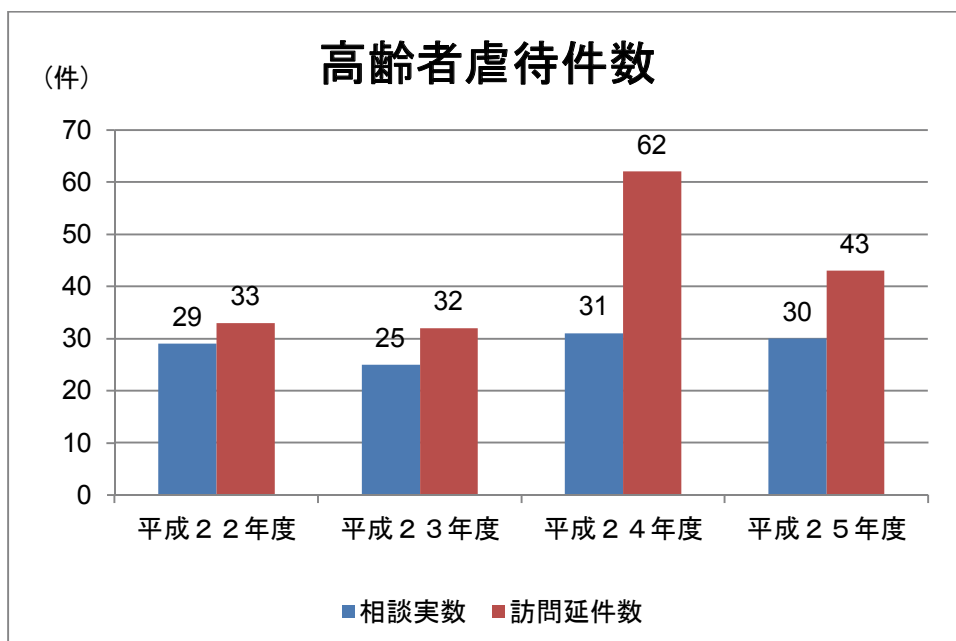


※各年4月1日現在：高齢者福祉課

介護度別認定者数推移



※各年3月31日現在：高齢者福祉課

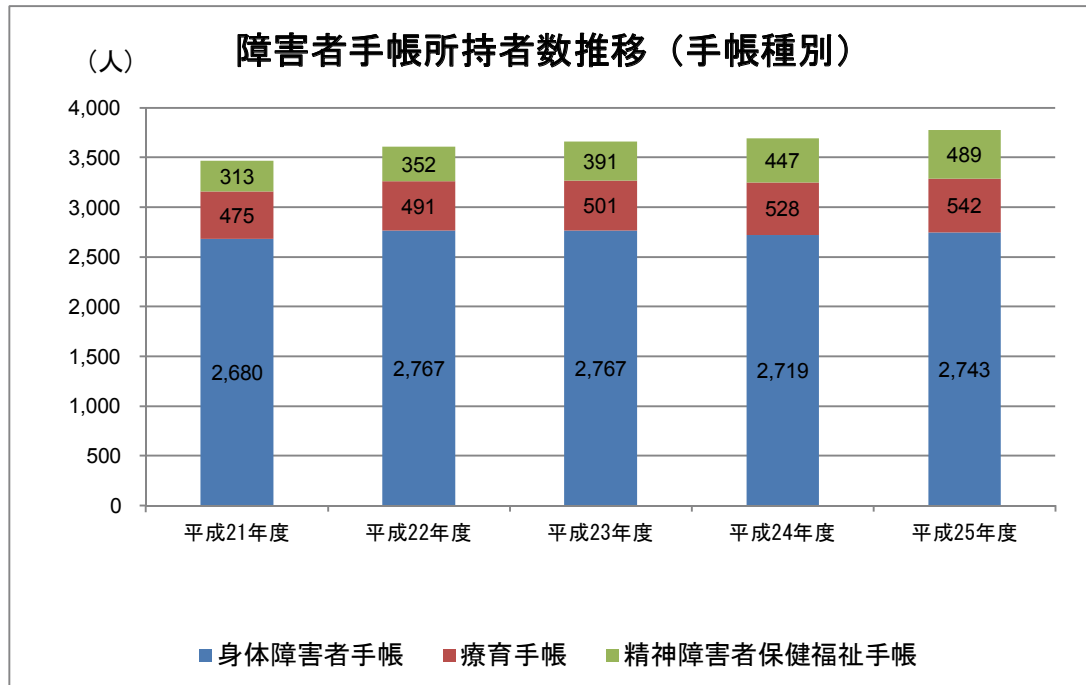


※各年3月31日現在：高齢者福祉課

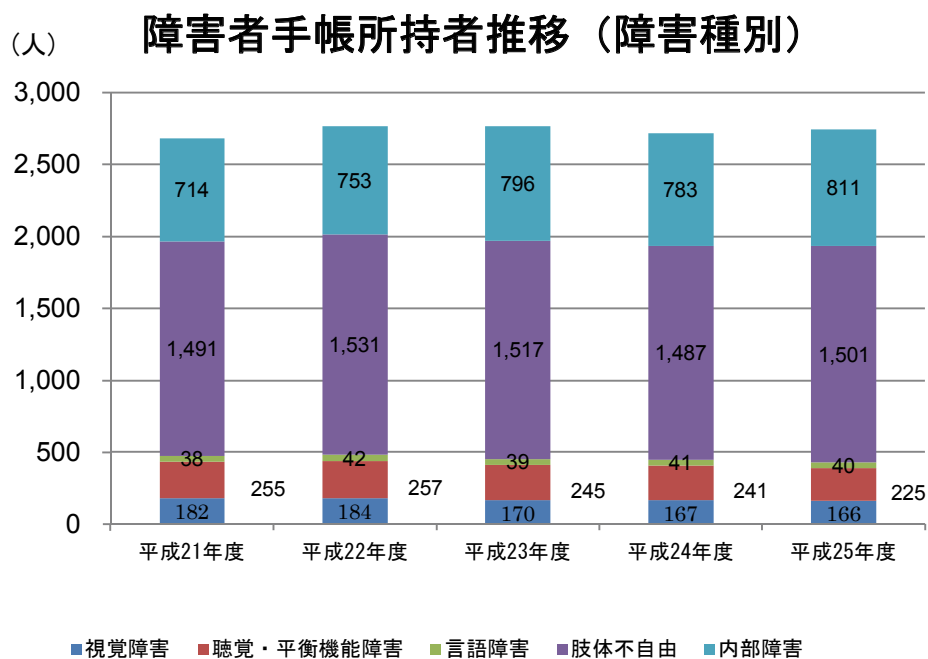
(3) 障害者の状況

障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、種類別では、精神障害者保健福祉手帳所持者が56.2%の増加となっています。

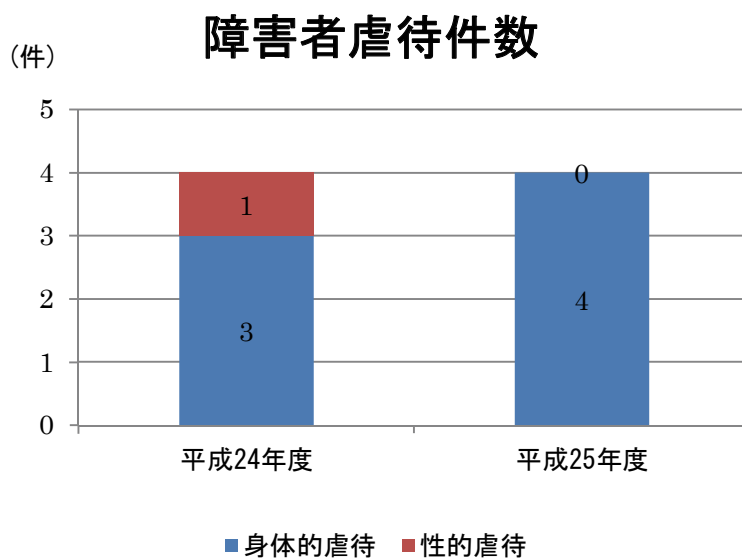
身体障害者手帳所持者を障害種類別にみると、肢体不自由が過半数を占めています。また、内部障害が増加傾向となっています。



※各年3月31日現在：障害者福祉課



※各年3月31日現在：障害者福祉課

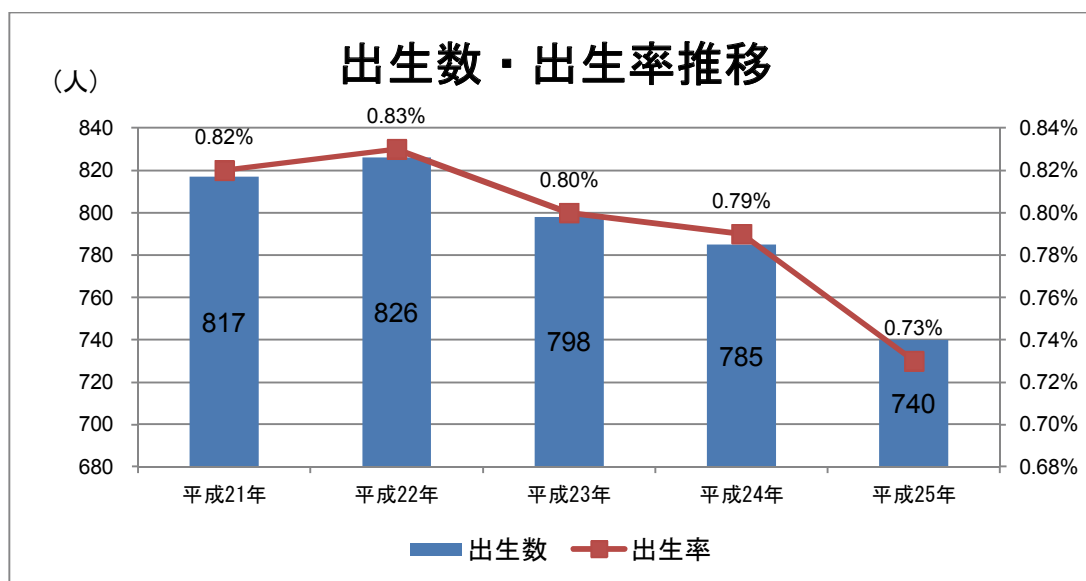
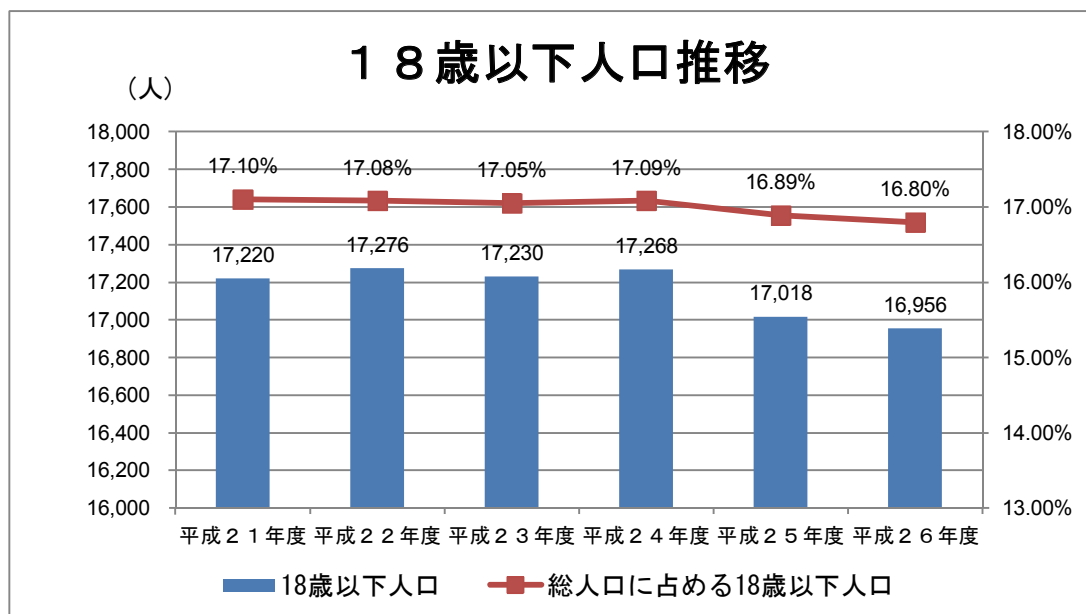


※各年3月31日現在：障害者福祉課

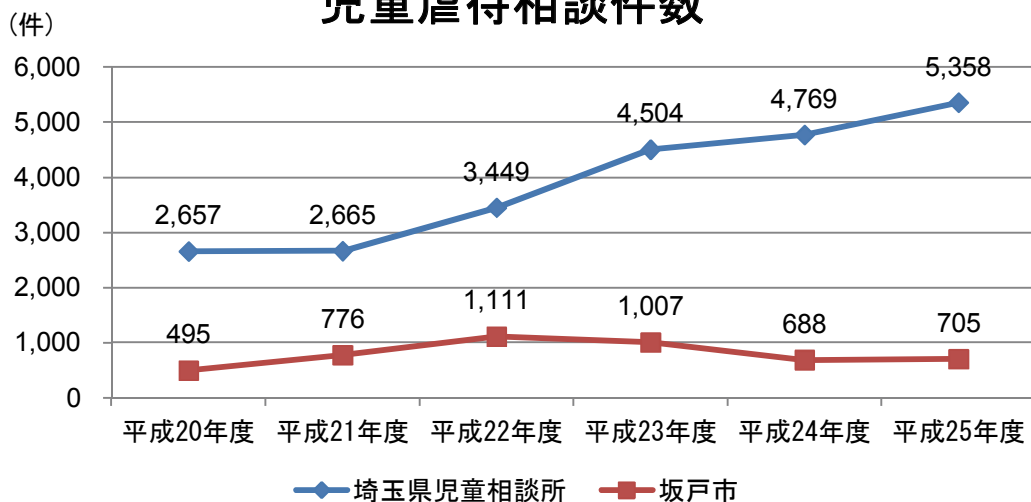
(4) 児童の状況

本市の18歳以下人口は、減少傾向となっており、総人口に占める18歳以下人口も16.80%と減少しています。

平成26年の出生率は0.73%、出生数は740人と減少しています。



児童虐待相談件数



※各年 3 月 31 日現在：子育て支援課

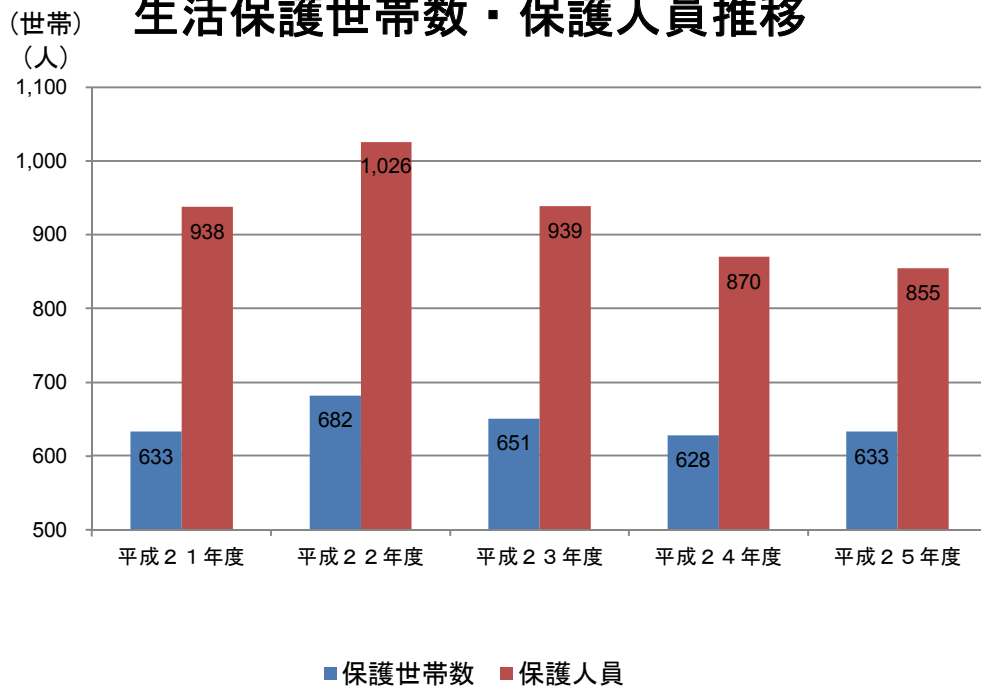
(5) 生活保護の状況

生活保護世帯数及び保護人員は、平成 22 年度をピークに減少傾向にあり、平成 25 年度の保護世帯数は、平成 22 年度と比較すると 7.2% の減少となっています。

世帯類型別にみると、高齢者世帯が増加傾向にあり、「働ける世代」を含むその他世帯は減少傾向となっています。

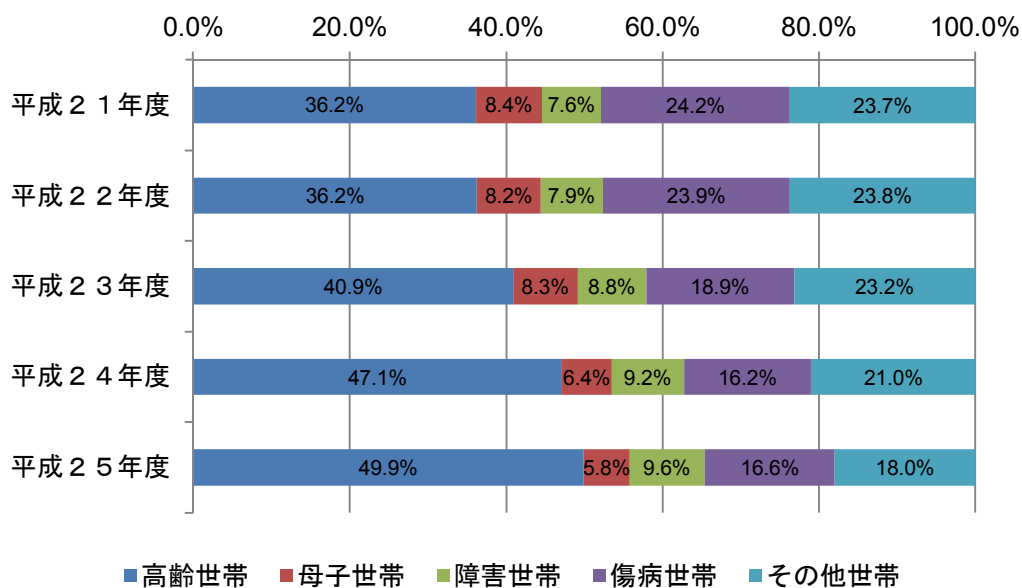
本市の保護率をみると、国保護率及び県保護率と比較すると、低く推移していることがわかります。

生活保護世帯数・保護人員推移



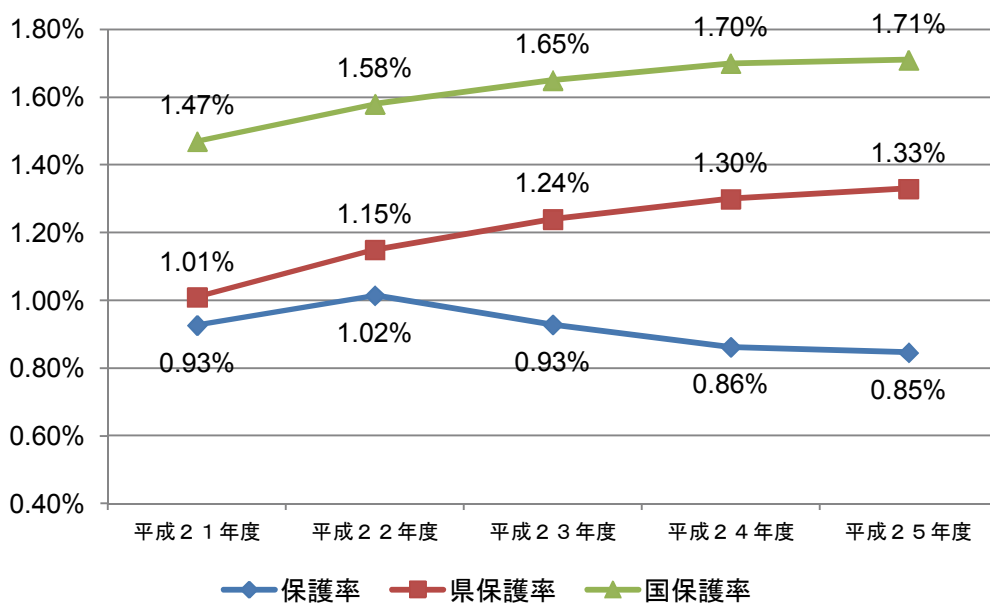
※各年 3 月 31 日現在：福祉総務課

生活保護世帯（世帯類型別）推移



※各年 3 月 31 日現在：福祉総務課

保護率推移

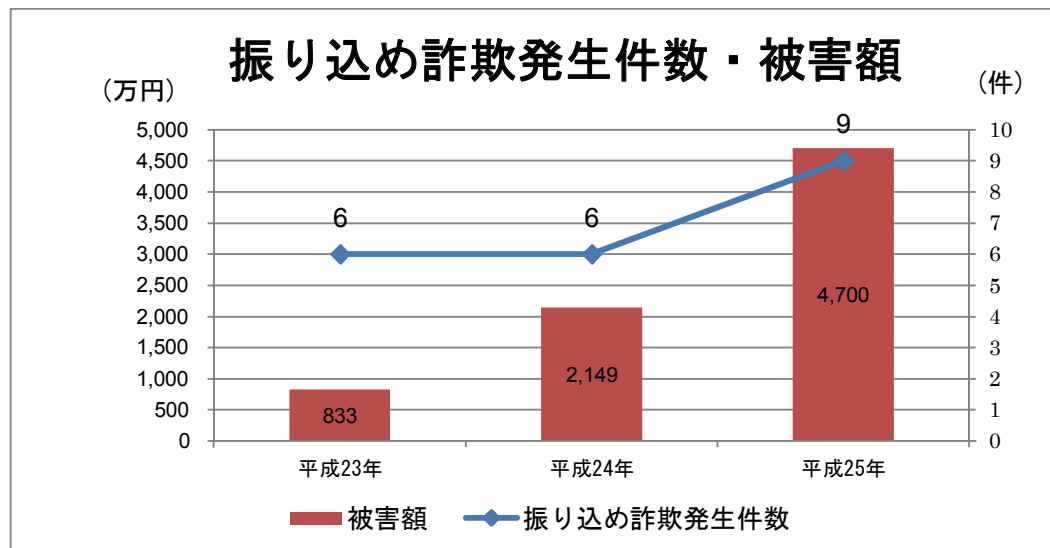


※各年 3 月 31 日現在：福祉総務課

(6) 振り込め詐欺の発生件数

振り込め詐欺の発生件数は、増加傾向にあり、被害額も増加傾向となっています

本市では、平成25年12月に「振り込め詐欺撲滅宣言」を行いました。

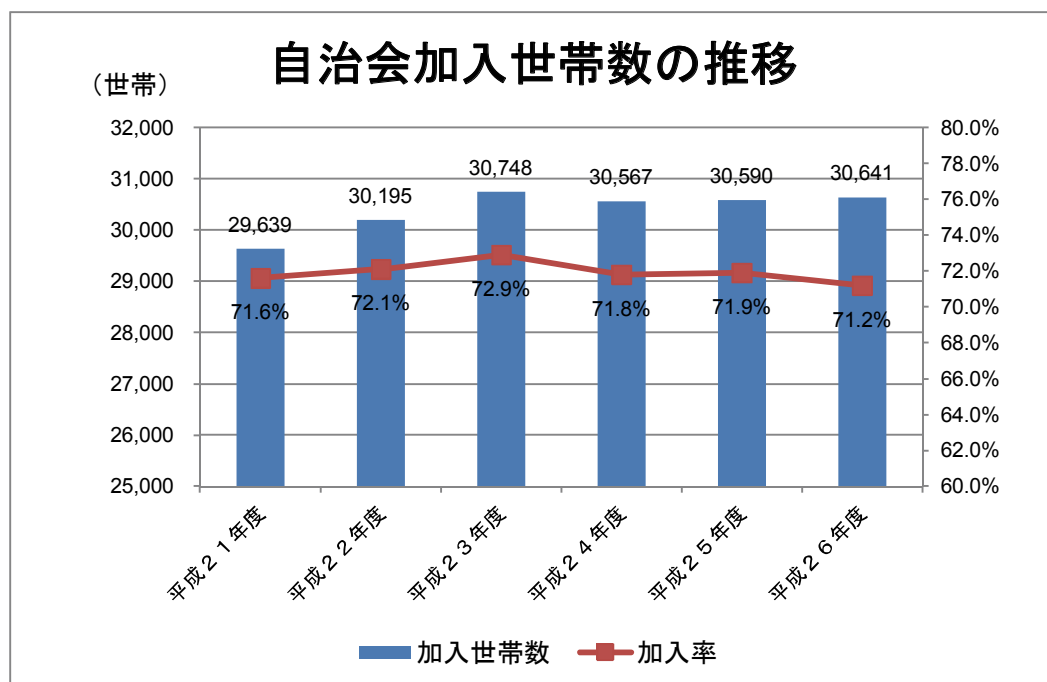


※各年12月31日現在：防災安全課

(7) 地域コミュニティの現状

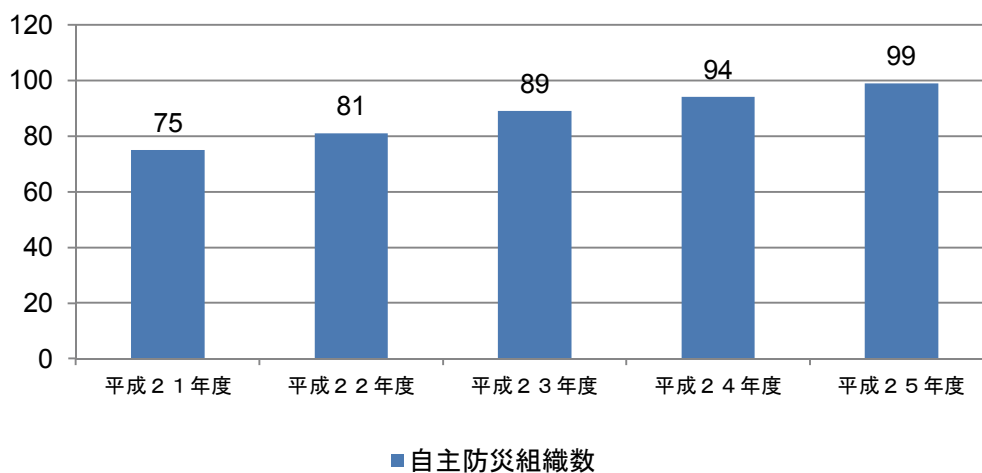
平成23年度以降、自治会加入世帯数は横ばい傾向で推移し、直近の平成26年度の自治会加入率は71.2%となっています。

自主防災組織数は、地区防災に対する意識の向上から、年々増加しています。老人クラブの団体数は、横ばいとなっていますが、会員数は減少傾向となっていることから、新規加入者が減少していると思われます。



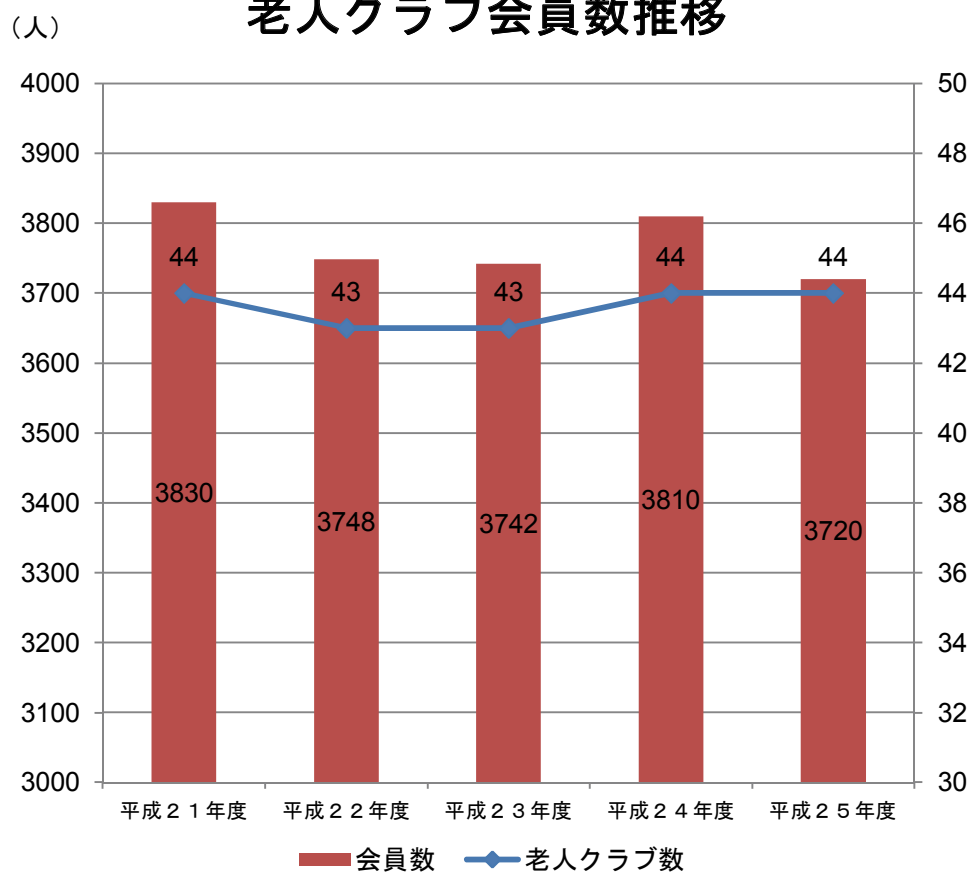
※各年4月1日現在：市民協働推進課

自主防災組織数推移



※各年3月31日現在：防災安全課

老人クラブ会員数推移



※各年3月31日現在：高齢者福祉課

4. 市民ニーズの把握

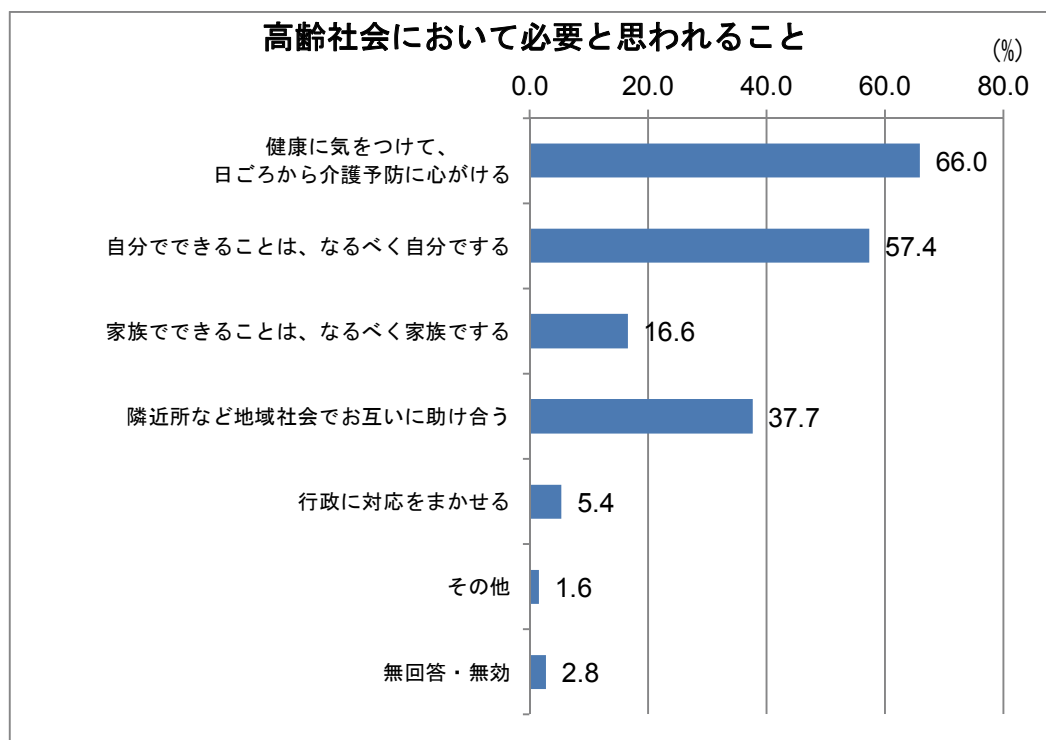
(1) 市民意識調査

本市では、第6次坂戸市総合振興計画に基づき施策を推進していますが、市民の多様なニーズを把握し、意向を反映させた市政運営を行うための基礎資料とするため、5年に1度実施する市民意識調査が、平成26年9月に行われました。

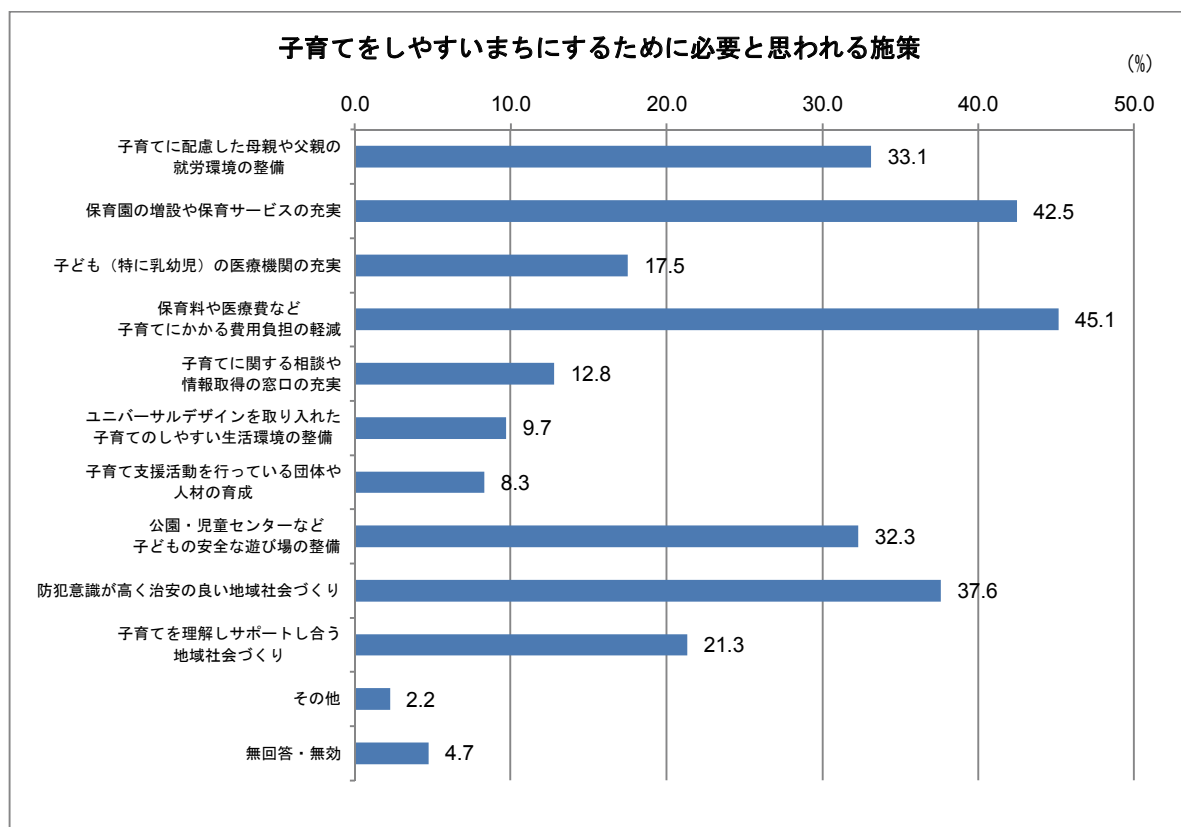
調査対象者は、住民基本台帳から無作為に抽出された市内在住の20歳以上の男女3,000人で、有効回答率は40.2%でした。

本計画策定にあたり、関連する主要な項目の集計結果は次のとおりです。

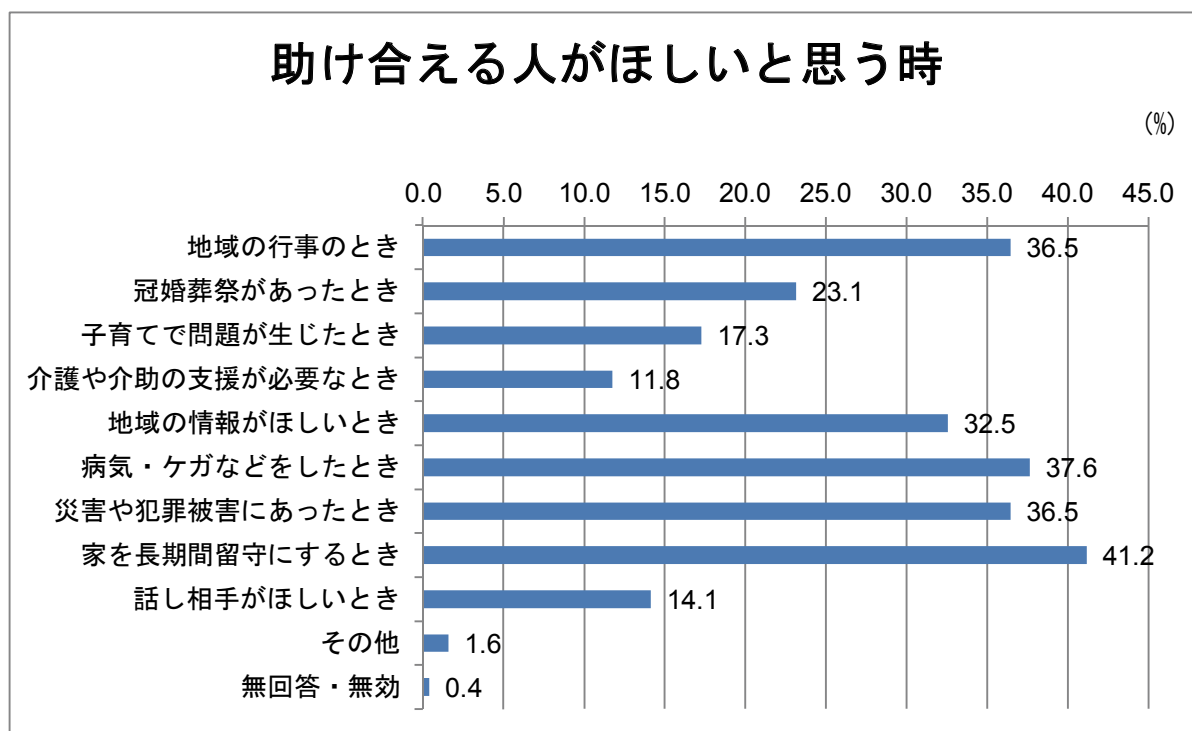
「高齢社会においてどのようなことが必要と思うか」という問いに対して、「健康に気をつけて、日ごろから介護予防に心がける」、「自分でできることは、なるべく自分でする」、「なるべく自分でする」を挙げる人が多い状況です。



「子育てしやすいまちにするために必要と思われる施策」については、「子育てにかかる費用負担の軽減」が45.1%、「保育サービスの充実」が42.5%、「治安のよい地域社会づくり」が37.6%となっています。



「助け合える人がほしいと思う時は」の問いでは、「家を長期間留守にするととき」が41.2%、「病気・ケガなどをしたとき」が37.6%、「地域行事のとき」、「災害・犯罪被害にあったとき」がそれぞれ36.5%となっています。



(2) 地区別懇談会の開催

第2期計画を策定するにあたり、第1期計画策定時に実施した地区別懇談会（9地区で2回開催、計18回）において提起された、「79項目、延べ327件の地域で発生している福祉に関する問題」を踏まえ、支え合いのまちづくりを推進するための施策の提案について、市民の意見を反映させるため懇談会を開催しました。

① 懇談会参加団体

区・自治会長、民生委員・児童委員、坂戸市自主防災組織連絡協議会
坂戸市ボランティア連絡会、坂戸市老人クラブ連合会
坂戸市障害者団体連絡会、坂戸市商工会、坂戸市PTA連合会
坂戸市消防団、坂戸市介護保険事業者連絡会

② 懇談会開催地区と参加者

懇談会開催日時	開催場所	参加者数
平成26年11月25日（火）午後7時～	三芳野公民館	28人
平成26年11月26日（水）午後7時～	大家公民館	31人
平成26年11月27日（木）午後7時～	勝呂公民館	35人
平成26年11月28日（金）午後7時～	浅羽野公民館	29人
平成26年12月 1日（月）午後7時～	中央公民館	36人
平成26年12月 2日（火）午後7時～	入西地域交流センター	26人
平成26年12月 3日（水）午後7時～	北坂戸公民館	36人
平成26年12月 5日（金）午後7時～	千代田公民館	24人

③ 懇談会のテーマ

「支え合いのまちづくりを進めるために」
～福祉委員の設置について～

④ 懇談会で寄せられた意見など

(7) 地域で増えている、地域福祉に関する問題や課題
別表のとおり

地区名	地域の問題・課題				
	コミュニティ	子育て	高齢者	公共交通	その他
三芳野	・誰がどこに住んでいるか確認しきれない ・自治会に入ると役が回ってくるので加入しない ・若い人は自治会に加入しない ・新しい人は参加しないが、地元の若い人は参加する ・行事に決まった人しか参加しない ・区費を管理組合が強制的に徴収している ・行事の参加者が少なく継続できなくなった ・自治会がないところは個別訪問となり、負担が大きい	・不登校は10人程度いる ・親がいても、子どもが応対に出てくる	・子の勤務先が変わり、夜独居となる高齢者がいる ・県営住宅は6割が高齢者になっている ・お茶会をしても、愚痴の話になって中止した	・循環バスが利用しにくい	
大家・城山	・高齢の一人暮らしになると自治会を脱会する ・積極的に勧誘しないと参加しない ・新興住宅の住民との交流がない ・区の人数が減り、役員の選出が難しい		・高齢者が多い	・バスが不便になった	・買い物が不便 ・空き家が増加した
勝呂	・転入者の多い地区と昔からの地区では考え方が違う ・高齢者世帯と子育て世帯の間の人が少ない ・自治会に加入しない ・地域の一人という意識がない ・個人情報壁がある ・近所付き合いの希薄化 ・共同住宅の居住実態の把握が難しい ・新住民と旧住民との交流が難しい		・高齢者の買い物が難しい		・空き家が増え、治安などが不安 ・地域で問題が起きた時にどこに相談していいかわからない ・循環バスの便数が少ない
浅羽野	・情報が少ない ・新しい人の名前と顔が一致しない ・役員のなり手がいない ・自治会加入者が減少 ・人との関わりを持ちたくない人が増加 ・自治会役員も兼務者が多い ・いろいろな会議を行ってもメンバーが同じ ・情報を提供したくない人が多い ・地域と関わりたくない人が多い ・個人情報問題があり活動しづらい ・同じ人しか行事に参加しない ・高齢者と若者の交流の場がない ・子ども会も年々規模が小さくなっている	・子ども会への加入も少ない ・役員が大変だから子ども会を脱会してしまう	・家庭での介護力が低下している ・単身高齢者が増加		・買い物が不便 ・空き家問題
中央	・若い人が行事等に参加してくれない ・個人情報の取り扱いに苦慮している ・共同住宅に住む高齢者の把握がしにくい		・一人暮らしの増加		・空き家が増え、雑草問題も増加 ・人の好き嫌いで民生委員の訪問を拒む人がいる

	・自治会未加入の高齢者独居の情報が届いてこない ・見守り活動の協力者に情報をどの程度提供していいかわからない ・任期が2年のため継続性がない ・伝統行事への参加者が少ない ・高齢を理由に自治会を抜ける ・男性の参加が少ない ・共同住宅はコミュニケーションができない ・行事を開催しても参加者は同じ				・集会所の利用が少ない ・不在地主が増えたため土地の管理がされていない
入西	・近所に誰がいるのかわからない ・新住民との間に差ができている ・若い人と生活スタイルが違う ・個人情報関係で区と情報共有ができない ・自治会が存続できるか心配 ・若い人に地域に目を向けてほしい ・役職をこれ以上兼務できない ・行事に参加してくれない ・コミュニケーションがない ・区と民生委員の連携が薄い ・どのような住民かわからない ・外国人とのコミュニケーションが取れない ・単身高齢者との交流が課題 ・行事の動員が大変				・自主防災組織がない ・PTAのなり手もない ・民生委員は受け持ちが広く目が届くか不安
北坂戸	・自治会に入らない ・地域と関わりたくない ・要援護者名簿が役に立たない ・孤立や地域に対する意識が低い ・認知症や家族の問題を隠すため外部の人が介入できない ・行事の参加者が減少している	・サロン開催しても人が集まらない			
千代田	・共同住宅はドアも開けてもらえない ・近所づきあいは難しい ・共同住宅は周りにどんな人が住んでいるのかわからない ・男の人が行事に参加してこない ・高齢者が増加している ・地域のコミュニケーションが取れない ・近所の人がわからない	・子育て世帯がない ・子ども会が無くなり子どもを通じた	・家から出てこない		・若い人が行事に参加しやすい

(イ) 支え合いのまちづくりを進めるために、各地区に福祉委員を設置する場合の課題

- ・ 良い制度だと思う
- ・ 福祉委員制度のような支え合いが理想だと思う
- ・ 新たに役員を新設することは困難
- ・ 地区に1名の福祉委員では、見守り活動は難しい
- ・ 現在の体制（班長、組長）で見守り活動はできている
- ・ 市内を一律にするのではなく、地域の特性を考慮したほうが良い
- ・ 班長に福祉委員の仕事をしてもらえればいいのではないかと
- ・ 福祉委員の職務がはっきりしていない
- ・ 福祉委員は守秘義務がない
- ・ 市民から見れば福祉委員も民生委員も同じ
- ・ 福祉委員を配置するのであれば民生委員を増員してもらいたい
- ・ 無報酬ではなく報酬を出すべき

(ウ) 「福祉委員」を設置することに対する可否

- ・ 福祉委員制度の趣旨は理解できるが、新たに役員を設置することは無理ではないか
- ・ 画一的ではなく、地区の特性を考慮し、必要な地区には設置する
- ・ 現在の地区の体制の中で、実施できる方法で検討する
- ・ 区長が兼務のままでよい

地区別懇談会風景



(平成 26 年 11 月 28 日 浅羽野公民館)

(3) アンケート調査の実施

第2期計画を策定するにあたり、市民アンケート調査を実施しました。

① アンケート調査の概要

- ・調査対象地域：坂戸市全域
- ・調査対象者：市内在住、在学の20歳以上の男女
- ・調査形式：民生委員・児童委員の配布、回収によるアンケート調査
城西大学経営学部学生（2～4年生）を対象としたアンケート調査
社会福祉協議会の配布、回収によるアンケート調査
- ・調査時期：平成26年10月8日から平成26年11月14日まで

② 調査項目

- (ア) あなたご自身について
- (イ) 地域との関わりについて
- (ウ) 福祉に対する意識・関心について
- (エ) 災害時における助け合いについて
- (オ) 成年後見制度について
- (カ) 社会福祉協議会について

③ 調査数（協力者）

- ・民生委員・児童委員（主任児童委員）が収集 704件
- ・社会福祉協議会が収集 80件
- ・城西大学学生（出前講座） 69件
- 合計 853件

④ アンケート調査の主な設問の回答結果

《地域との関わりについて》

あなたはご近所の方と、どの程度お付き合いがありますか。

（1つだけに○）

1	困っているときに相談したり、助け合ったりするなど、親しくお付き合い(家族同様)をしている	162人	19%
2	簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをしあう付き合いをしている	182人	21%
3	立ち話をする程度の付き合いをしている	296人	35%
4	顔を合わせたときに、あいさつをしあうが、それ以上の話はしない	156人	18%
5	ほとんど付き合いがない	30人	4%
	未回答	27人	3%

問 10 あなたは地域活動に参加していますか。(1つだけに○)

1	参加している	537人	63%
2	参加していない	287人	34%
	未回答	29人	3%

問 12 参加していないのはなぜですか。(3つまで○)

1	仕事をしているので時間がない	140人	30%
2	家事や育児などをしているので時間がない	19人	4%
3	家族の介護をしているので時間がない	7人	1%
4	どのような活動があるのかわからない	100人	21%
5	興味の持てる活動がない	75人	16%
6	健康や体力に自信がない	58人	12%
7	地域にあまり関わりたくない	17人	4%
8	必要ないと思う	19人	4%
9	その他	38人	8%

《福祉について》

問 17 「福祉」はどうあるべきだと思いますか。(1つだけに○)

1	福祉を必要とする人は、家族や親せきが面倒をみればよい	19人	2%
2	福祉は、国や市町村などの行政の責任で行うべき	110人	13%
3	福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う	548人	64%
4	その他	15人	2%
	未回答	161人	19%

問 18 あなたは、地域で生じている様々な福祉分野の生活課題（高齢者・障害のある人の生活、子育て、健康づくりに関する問題など）に対して、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思いますか。(1つだけに○)

1	必要だと思う	669人	78%
2	必要だとは思わない	21人	2%
3	わからない	139人	16%
	未回答	24人	3%

問 19 あなたは、高齢者や障害のある人、子育て中の世帯などに対して、支援や協力をする場合、何ができますか。（3つまで○）

1	高齢者と若い世代の交流活動	248人	14%
2	介護者や介護を必要とする方への支援	176人	10%
3	子育てに悩んでいる人への支援	204人	11%
4	一人暮らし高齢者や障害者への支援	239人	13%
5	青少年健全育成活動への協力	56人	3%
6	スポーツ・文化・レクリエーション活動への協力	217人	12%
7	生涯学習に関する活動への協力	114人	6%
8	安全で快適な生活環境にするための活動	224人	12%
9	自治会などへの参加	285人	16%
10	その他	34人	2%

《災害時における助け合いについて》

問 24 被災直後、あなたは近所でどのような支援をすることが必要だと考えますか。（あてはまるものすべてに○）

1	安否確認	717人	31%
2	救出活動	534人	23%
3	災害情報や避難、救護などに関する情報提供	526人	23%
4	避難所などへの誘導支援	527人	23%
5	その他	16人	1%
6	住民同士で支援をする必要ではない。行政が支援をすれば良い	8人	0%

《成年後見制度について》

問 28 あなたは成年後見制度を知っていますか。（1つだけに○）

1	内容まで知っている	219人	26%
2	名前は知っている	318人	37%
3	知らない	278人	33%
	未回答	38人	4%

《社会福祉協議会について》

問 37 あなたが今後、坂戸市社会福祉協議会へ期待することは何ですか。

(3つまで○)

1	各種福祉活動の充実	4 6 4 人	3 3 %
2	地域住民への福祉活動の理解促進	3 8 7 人	2 7 %
3	ボランティア・NPO等の連携強化	1 9 0 人	1 3 %
4	地域活動をする人への研修等	2 2 0 人	1 5 %
5	特に期待するものはない	4 8 人	3 %
6	わからない	9 9 人	7 %
7	その他	1 3 人	1 %



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第6次坂戸市総合振興計画では、「参加と協働」、「健康と安心」、「環境との共生」を基本理念に、将来都市像を「笑顔でつなぐ 躍動のまち、さかど」を掲げています。

第2期坂戸市地域福祉計画の基本理念は、第1期計画の基本理念を継承します。

第6次坂戸市総合振興計画 将来都市像

笑顔でつなぐ 躍動のまち、さかど

「笑顔」は、市民の誰もが健康であり、その基となる安全・安心なまちづくりができて、笑顔となっていることを表しています。

「つなぐ」は、まちを次の世代に引き継いでいくこと、地域のきずなを強めて活動していくことを示しています。

「躍動」は、市民の交流の活性化や、産業や文化の活力にあふれる状況を表しています。



坂戸市地域福祉計画・

坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画の基本理念

みんなが主役

誰もが幸せに暮らせる

支え合いのまち さかど

第2期計画におきましては、本市では、地域福祉の推進にあたり、市民、地域、行政が、お互いに支え合い（自助、共助、公助）、市民の誰もが幸せに暮らしていることが理想の姿と考え、第1期計画に引き続き、これを計画の基本理念に掲げ、計画を推進します。

2. 基本目標

第2期計画の基本目標は、第1期計画の基本目標を継承します。

第2期計画の基本目標

基本目標1：コミュニティの活性化により安心して住み良い地域にします

基本目標2：必要な支援をいつでも受けられるサービス基盤を整えます

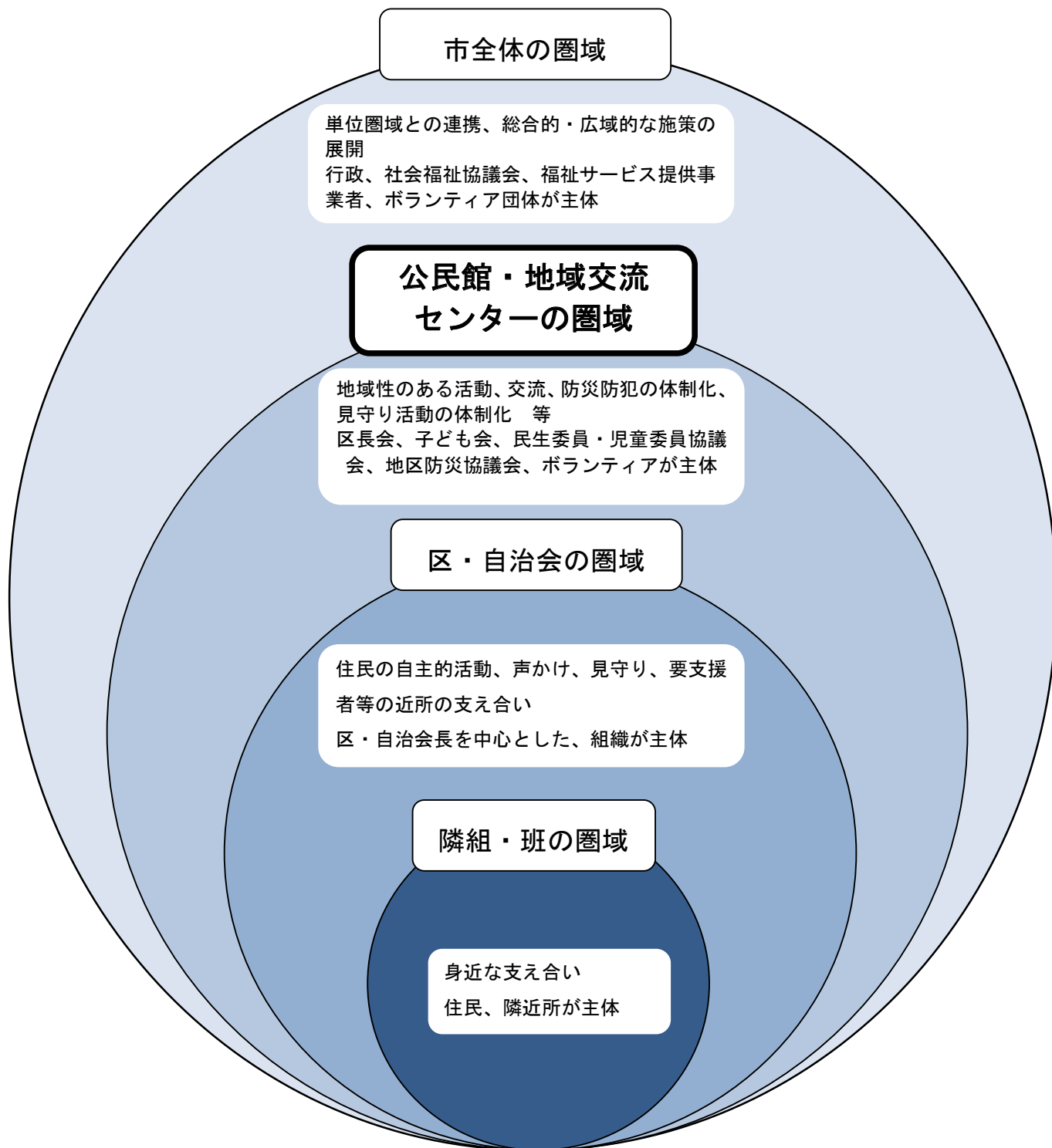
基本目標3：誰もが参加できるボランティア活動と支え合いの仕組みを
創ります

基本目標4：安全・安心に生活できる地域にします

3. 圏域の設定

基本理念にあります「みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる支え合いのまち さかど」を効果的に推進するためには、支え合いが行える「共助の最小単位となる隣組や班といった狭い圏域」、「隣組や班の集合体となる区・自治会の広い圏域」、「区・自治会相互のコミュニケーションを図っている公民館・地域交流センターの圏域」まで、圏域それぞれの推進体制を構築することが必要となります。

第1期計画では、公民館区を一つの圏域として設定しましたが、第2期計画におきましても、この圏域を基礎単位とし、見守り活動の組織化、地域支え合いの体制化など、それぞれの圏域に応じた機能や役割、体制等の整備に取り組んでまいります。



4. 計画の体系

第3章

みんなが主役

誰もが幸せに暮らせる

支え合いのまち

さかど

基本目標 1
コミュニティの活性化
により安心して住み良い
地域にします

1. 地域活動への住民参加の促進
p36

2. 地域を担う人材の育成 p38

3. 地域ネットワークの強化 p39

4. 一人ひとりの人権の尊重 p42

5. バリアのないまちづくり p44

基本目標 2
必要な支援をいつでも
受けられるサービス基
盤を整えます

1. 相談体制の充実 p48

2. 地域福祉サービスの充実 p51

3. 生活困窮者対策の推進 p56

4. 福祉事業者との連携 p58

基本目標 3
誰もが参加できるボラ
ンティア活動と支え合
いの仕組みを創ります

1. ボランティア活動の活性化
P60

2. ボランティア活動への市民参
加の促進 p62

3. ボランティア活動への支援の
充実 p64

4. ボランティアの活動拠点の充
実 p65

5. 集いの場の充実 p67

基本目標 4
安全・安心に生活できる
地域にします

1. 避難行動要支援の支援方策
p69

2. 地域の防災・防犯体制の充実
p71

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

第4章では、計画の体系に沿って、基本目標の取組項目ごとに坂戸市地域福祉計画の方針、市の取り組み、社会福祉協議会活動計画の方針、社会福祉協議会の取り組みをまとめています。

※施策の担い手に明記している市所管課は、代表的な所管課のみを記載しています。

基本目標 1

・コミュニティの活性化により安心して住み良い地域にします

1. 地域活動への住民参加の促進

<現状>

- ・核家族化や共働き世帯の増加により、30歳代から50歳代のいわゆる働き盛り世代の地域活動への参加が減少している傾向となっています。
- ・団塊の世代が定年退職を迎え、この元気な世代に地域活動への参加を働きかける、地域活動へ積極的に活用するという視点が必要となっています。
- ・地域活動の基本となるコミュニティを構築するためには、幅広い世代の活動への参加を通じた地域との繋がりをつくることが重要です。

<計画の方針>

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
地域コミュニティの構築	地域福祉活動についての理解を促すため、様々な媒体により地域の繋がりや支え合い・助け合いの必要性を周知し、隣近所のなかで支援が必要な方への見守りや手助けなどの取り組みを促進します。 また、いざという時に地域で助け合いが迅速かつ円滑にできるように、各種の組織が企画・運営するイベント・行事などを活用し、地域のつながりを高めます。	市民 関係団体 市 (市民生活課)

地域課題及びニーズの把握推進	民生委員・児童委員と自治会、福祉サービス事業者等が連携し、地域の福祉課題を把握するとともに、その解決に向けて要支援者等の情報の共有化を図ります。	市民 関係団体 民生委員・児童委員 福祉サービス事業者 市 (福祉総務課)
----------------	--	--

＜市の取り組み＞

主な取り組み	担当課・所	事業内容
自治組織への加入を促進する	市民生活課	市民生活課及び市民課窓口において加入促進チラシを配布するとともに、市ホームページへ加入手続きのための情報を掲示します。また、区長会や宅地建物取引業協会の支部と連携を図りながら市在住の未加入者や転入者等に対し啓発を行います。
住民自治組織に対して運営費等交付金を交付する	市民生活課	自治会等住民自治組織に自治会運営費交付金として、行政連絡事務交付金、組織運営費交付金、環境衛生費交付金及び広報紙等配布交付金を交付します（平成23年度から自治会運営費交付金等交付要綱に基づく交付金）。
市民との協働により公園管理を実施する	維持管理課	地区の公園清掃を協働で行うため、 ①街区公園の清掃を9街区の地元自治会に委託して実施します。 ②近隣公園やごみの多い公園は、NPOや福祉団体に継続して清掃をお願いします。

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

少子・高齢化が進む中、地域での見守り、支えあい活動はより充実させていくことが重要です。

また、コミュニティを豊かにするために欠かせないのは、「住民参画」による福祉活動の実践であり、この福祉活動がコミュニティに活力をもたらします。

そこで、小地域の地域課題解決やコミュニティの活性化へ向けた市民の取り組みが、実践できるよう体制の強化を図ります。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
福祉委員制度の再構築	地域福祉推進のため、日常生活圏において、見守りや福祉サービスの情報提供ができるような福祉委員制度を目指します。	関係機関と調整をしながら福祉委員制度の再構築を行います。
シニアボランティア活動の推進	市民の福祉活動推進における高齢者の力に着目し、シニアボランティア活動の推進を図ります。ボランティア活動に関する学習と実践活動へのコーディネートを行います。	ボランティア養成研修事業の中で研修を行い、具体的な実践活動へつなげます。

2. 地域を担う人材の育成

＜現状＞

- ・ 少子高齢化、核家族化などにより、地域において支援を必要としている市民は増加しています。
- ・ 支援が必要となる市民に対し、早期の対応を取るためには、区・自治会や民生委員・児童委員など地域福祉の活動者と協力・連携した、多くの地域住民による支援体制の構築が必要です。
- ・ 高齢化率が25%を超える中、認知症高齢者の増加など、今後、様々な福祉課題が増加することが懸念されます。
- ・ 多くの人材による、きめ細やかな地域活動の充実が求められます。

＜計画の方針＞

施策	施策内容	施策の担い手
地域活動を担う人材の発掘および育成	各地域組織の活性化を図るため、これまでの経験やノウハウを継承するとともに、新たな取り組みに向けた人材の確保・育成を図ります。 また、地域組織に加入していない人が、活動に参加しやすい仕組みづくりや市民活動メニューの充実に努めます。	市民 関係団体 市 (市民生活課)

＜市の取り組み＞

主な取り組み	担当課・所	事業内容
自分の得意分野における活動を企画、呼びかけをする	社会教育課	さかど市民塾の実施 市民が講師になって「教えることは2度学ぶこと」を実践し、講師が「教える生きがい」を持ちながら、併せて市民の学習機会を提供します。

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

高齢化の進行により、認知症高齢者の増加など、今後予測される多様な福祉課題に対応するため、多くの福祉の担い手となる人材の確保と市民だけではなく専門的な支援をする職員の育成強化を図ります。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
地域福祉講座等の開催	地域福祉の理解及び認識を深めることを目的として各種関連講座を開催し、市民の地域福祉への関心を高めるとともに意識向上に努めます。	福祉に関する学習機会を提供し、地域で支えあう人材の育成を行います。
福祉教育・ボランティア学習研修会の実施	福祉・教育の分野を超えた関係者を募り、福祉教育の取り組みについての共通理解を目的に体験学習等を実施し、福祉教育ボランティアの理解に努めます。	地域で支える福祉社会の形成に向け、見た目ではわかりにくい福祉の理解を促す研修会を実施します。
社会福祉協議会専門職員の人材育成	専門性が高く、地域に根ざした福祉人材の育成のため、社会福祉士等の資格取得への支援を行い、専門職の資質向上に努めます。	職員の資質向上のため、研修会等への積極的参加、資格取得への支援を行います。

3. 地域ネットワークの強化

＜現状＞

- ・地域の課題を早期に発見し、解決するためには、地域住民や民生委員・児童委員等による見守り活動と、市・社会福祉協議会・地域につなげるネットワークを強化した体制づくりが必要です。
- ・複雑多様化した地域課題に対応するためには、高齢者、障害のある人、児童などの多岐にわたる関係団体・機関との連携強化が求められています。

＜計画の方針＞

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
地域の連携体制の強化	高齢者や障害のある人、外国人、子育て世帯など、支援を必要とする人を支えるための地域におけるネットワークづくりを進めます。 また、これらの分野別のネットワークを地域の中で有機的に結び付け、行動していくためネットワーク間の連携や行政との協働を進めます。	市民 関係団体 民生委員・児童委員 福祉サービス事業者 市 （市民生活課） （福祉総務課） （子育て支援課） （高齢者福祉課） （障害者福祉課）
多職種連携による支援体制の強化	複雑・多様化する福祉課題の解決に向け、官民間問わず関係する機関や団体等が協議する場を設けることで、多職種による連携及び協働を推進します。	関係団体 民生委員・児童委員 福祉サービス事業者 市 （市民生活課） （防災安全課） （福祉総務課）

＜市の取り組み＞

主な取り組み	担当課・所	事業内容
地区協議会の設置及び拠点の整備を推進する	福祉総務課	平成28年度までに支え合い協議会を2か所設立し、将来的には市内全域に協議会を設置します。
高齢者・障害者等見守りネットワークの構築と充実を図る	高齢者福祉課 障害者福祉課 福祉総務課	坂戸市高齢者・障害者等見守りネットワーク「さかど♡見守りネット」の充実を図ります。
高齢者虐待防止ネットワークの連携を強化する	高齢者福祉課	坂戸市高齢者虐待防止ネットワークを平成19年度に設置し、平成25年度より坂戸市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議とし、代表者会議及び必要に応じて実務者会議を実施し、連携の強化に取り組んでいます。今後も同様の支援を行っていきます。

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

支援を必要とする人たちやその家族を、地域の中で孤立させないために、同じような悩みを持つ人たちの仲間づくりを支援します。

また、社会福祉協議会活動をより効果的に推進するために、福祉・保健・医療との効果的な連携が求められ、行政・関係機関・団体・施設等によるネットワーク体制を構築していきます。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
地区別社会福祉協議会説明会の実施	市内各地区で毎年度社協事業の説明会を実施し、社協事業の理解の向上に努めるとともに、福祉委員とのネットワーク体制を構築します。	地域課題について協議し、ネットワークを強化できる会議を開催します。
地区協議会との協働	地域で活動する団体として協議会の構成団体となり、地域福祉問題解決に向けた、高齢者等の見守り活動やサロン活動などの地域福祉活動の取り組みや活動の支援をします。	住民主体の自主的組織となる「地区協議会」との協議の場における組織同士の直接的な調整により、更に連携を深め協働による地域福祉活動を目指します。
各関係機関開催会議への積極的な参加	入間西障害者総合支援協議会相談支援専門部会、坂戸市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議等へ参加し、各関係機関との連携を図ります。	各種専門機関と連携を図り、ネットワーク体制を充実します。
市役所関係課との連絡調整の充実	市役所関係課と連絡調整を密にし、現状や課題を共通認識し、横断的に連携できる体制を整え、ネットワークの充実に努めます。	現状や課題を整理し、諸問題への解決に取り組みます。

4. 一人ひとりの人権の尊重

<現状>

・児童、高齢者、障害のある人などへの虐待、恋人や配偶者などへのDV※、社会的孤立の状況にある人など、すべての人の人権侵害や阻害を許さない社会の構築が求められています。

※DV

同居関係にある配偶者や内縁関係等の中で起こる家庭内暴力のこと。近年では、婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す（Domestic violence の略称）

<計画の方針>

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
虐待、DV防止対策	子どもや高齢者、障害のある人、パートナーなどに対する虐待被害やDV被害を早期に発見し、対応できるよう、市や福祉施設、民生委員・児童委員、警察、保育・教育機関、保健・福祉・医療機関との連携強化を図ります。 また、地域における見守り体制の充実を図ります。	市民 関係団体 民生委員・児童委員 福祉サービス事業者 市 （人権推進課） （福祉総務課） （子育て支援課） （保育課） （高齢者福祉課） （障害者福祉課） 教育委員会
人権教育・啓発の推進	社会的孤立や社会的排除など、様々な人権問題の解決に向けた各種教育や啓発活動を推進します。	市 （人権推進課） 教育委員会

＜市の取り組み＞

主な取り組み	担当課・所	事業内容
人権啓発事業を推進する	人権推進課	市民に対する人権啓発事業、啓発リーフレットの作成配布、啓発ポケットティッシュ等啓発用品の作成配布、人権啓発用の花の配布、広報紙に啓発文の掲載、人権作文を市内中学校に依頼し啓発を図ります。人権啓発用のうちわを坂戸よさこい等で配布します。
人権相談事業を推進する	人権推進課	毎月第2月曜日午前9時から正午まで・午後1時から午後4時まで実施します。
人権教育を推進する	学校教育課 社会教育課 公民館 地域交流センター	＜学校教育課＞ 人権教育担当者が人権にかかわる各種研修会や実践報告会等へ積極的に参加し、各校においてそれらの内容を周知します。 ＜社会教育課・公民館・地域交流センター＞ 地域の方々が最も身近な社会教育施設である公民館や地域交流センターにおいて、人権意識の高揚を図るため、人権講座を開催します。

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

社会福祉への理解と関心を高め、自己の人的成長の助長を図る福祉教育の大切さを伝え、地域や学校を対象に福祉教育・ボランティア体験学習に取り組みます。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
福祉教育の推進	小・中・高等学校が取り組む福祉教育に対し、福祉用具の貸与や情報提供等を行い、「福祉教育・ボランティア学習推進の手引き」などを活用し学校での福祉教育の推進を図ります。	「福祉のこころ」を育むため、学校における福祉教育の推進を図り、誰もが相手の立場に立って考える機会が持てるよう地域住民の理解を促進します。

5. バリアのないまちづくり

<現状>

- ・高齢者や障害のある人、子育て中の保護者などにとって、公共空間のバリアフリー化や移動手段の確保・提供等、人にやさしいまちづくりの推進が望まれています。
- ・認知症や障害の特性などについて理解を深めることにより、誤解や偏見をなくし、高齢者や障害者が、地域で普通に暮らせるような心のバリアフリー化が求められています。

<計画の方針>

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
バリアフリーに基づいたまちづくりの推進	バリアフリー基本方針に基づき、公共施設や公園、道路などについては、誰もが使いやすい施設とするため、利用者等の意見を踏まえ、情報の伝達方法である案内表示や音声案内などをバリアフリー化し、ユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりを推進します。	市 (都市計画課) (維持管理課) (道路河川課) (施設管理課)
外出支援の充実	高齢者や障害のある人など、一人で外出することが困難な方が、安心して外出することができるよう、福祉有償運送事業者等との連携を図るとともに、ヘルパーなど支援員による移動支援の充実を図ります。また、市内公共交通の利用促進を図るため、定期的に交通手段の検討を行います。	福祉サービス事業者 市 (高齢者福祉課) (障害者福祉課) (市民生活課)

※ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害のあるなし等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかうとする考え方

＜市の取り組み＞

主な取り組み	担当課・所	事業内容
スポーツ大会等 の中で、障害のある 人への理解促進と 交流を図る	スポーツ推進課 障害者福祉課	障害者スポーツ大会等を実施し、参加者相互の交流を深めるほか、障害のある人への理解促進に努めます。
外国人同士及び 日本人との交流を 深める	市民生活課	国際交流事業を実施し、日本語教室だけでは学習できないことを学び、外国籍市民同士や日本人ボランティアとの交流を図ります。
男女共同参画に 関する啓発事業を 実施する	人権推進課	男女共同参画を推進するため、 ①広報さかどに男女共同参画に関する特集記事を掲載します。 ②男女共同参画週間記念女(ひと)と男(ひと)・いきいきフォーラムの開催及び男女共同参画パネル展を実施します。 ③男女共生セミナー、男の料理教室及び心の栄養補給講座等を開催します。 ④図書館からの配本等を利用し、関連図書や資料を女性センターに設置し、情報提供を行います。
障害者週間にお いて、障害のある 人に対する理解を 深めるための啓 発事業を行う	障害者福祉課	庁舎内において、市内の障害者通所施設による自主生産品等の展示販売を行います。また、庁舎正面玄関前や市内のスーパー店頭で、のぼり旗設置やティッシュ配布により障害者用駐車場の利用マナーアップキャンペーンを実施します。
こころのバリア フリーを育む交 流及び共同学習 を推進する	学校教育課	共生社会の実現のため、インクルーシブ教育※ ¹ を推進しています。また各学校で児童生徒の実態や保護者の要望に合わせ、多様な学びの場を用意するとともに、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場を設けます。
ユニバーサルデ ザインによる整 備を推進する	政策企画課	坂戸市ユニバーサルデザイン推進基本方針に基づき、年齢、性別、障害の有無に関わらず、人が利用しやすいまち、施設、物（製品）、環境、サービス等をつくろうとする考え方を推進します。
公共交通のバリ アフリー化を推 進する	政策企画課	鉄道関連施設については、関係機関と連携して、内方線付き点状ブロックの整備を推進します。

歩道における放置自転車の改善を図る	防災安全課	放置自転車禁止区域内において、放置自転車に対して毎日啓発活動を行うとともに定期的な撤去を実施します。
公園のバリアフリー化を推進する	維持管理課	バリアフリーの観点から、坂戸市都市公園条例に基づき、扇田公園出入口切下げ工事を行います。
安全でいこいのある道路・歩道や遊べる空間づくりを進める	道路河川課	まちづくりの根幹をなす、都市計画道路（関間千代田線、谷治川通線）の整備を推進するとともに、地域の生活道路や歩道の整備を進め歩行者の安全確保を図ります。
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	全課	障害者優先調達推進方針 ^{※2} に基づき、市内の障害者施設等からの物品等の調達の推進を図ります。 また、物品等の販路拡大の支援に努めます。

※1 インクルーシブ教育

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育

※2 障害者優先調達推進方針

障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するため、障害者優先調達推進法が施行され、同法第9条の規定に基づき、「平成26年度坂戸市障害者優先調達推進方針」を策定

<社会福祉協議会活動計画の方針>

高齢者・障害者あるいは児童なども含めて、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。それは、一人ひとりが人間として尊重され、住み慣れた地域で自立した生活が続けることができる「ノーマライゼーション[※]」の実現を図ることといえます。

そのために、日常的に支え合うような暖かな人間関係に満ちたまちづくりを目指します。

※ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活できるような条件を整え、ともに生きる社会こそが自然であるという考え方。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
啓発の充実	広報紙「はんど to はんど」にて、高齢者や障害のある人への理解が深められ、誰もが安心して生活できるバリアのないまちづくりの実現を目指します。	広報紙にて、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりへの理解促進を図る記事を掲載します。



基本目標 2

・必要な支援をいつでも受けられるサービス基盤を整えます

1. 相談体制の充実

<現状>

- ・一人暮らしの高齢者や在宅介護世帯の増加、また、核家族化が進む中での子育て世帯など、地域住民の中には、深刻な生活課題を抱えているにも関わらず、相談相手がいないなど、行き場が分からず地域の中で孤立している人もいます。
- ・身近な相談体制から、深刻な生活課題に対応した、多方面の連携による相談機能まで、総合的なマネジメントを強化することが必要です。

<計画の方針>

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
相談体制の強化	様々な地域福祉課題に対応するため、子ども・子育て家庭、高齢者、障害のある人等の各分野に関係する組織や専門職などの多職種を、横断的に連携することができる相談体制を構築します。	関係団体 民生委員・児童委員 福祉サービス事業者 市 （福祉総務課） （子育て支援課） （保育課） （高齢者福祉課） （障害者福祉課）
相談員の資質向上と専門員の配置推進	事例研究、ケース会議などにより、地域の実態を把握するとともに、各種相談員の資質向上を図り、相談体制の強化を図ります。	民生委員・児童委員 福祉サービス事業者 市 （福祉総務課） （子育て支援課） （保育課） （高齢者福祉課） （障害者福祉課） （健康センター）

＜市の取り組み＞

主な取り組み	担当課・所	事業内容
DV等への相談体制を充実させる	人権推進課	配偶者等からの暴力の根絶に向けて、被害者への支援体制の充実を図るため、 ①専門のカウンセラーによる女性相談を実施する。 ②庁内関係部署、西入間警察署・保健所の担当者及び専門のカウンセラーも含め、合同で庁内DV相談担当者会議を開催します。 ③デートDV防止啓発パンフレット「もしかしてデートDV？」を作成し、市内の中学校3年生全員及び市内高校・大学に配布します。 ④DV防止啓発パンフレット・チラシ等を女性センター及び公共機関の窓口に設置します。
要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し更に児童虐待等の防止事業を推進する	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関と連携を図り、児童虐待等の予防、早期発見、ケアに努めます。また、児童虐待防止キャンペーン等の啓発活動を実施し、市民の虐待防止に対する意識の高揚を図ります。
高齢者虐待相談業務を行う	高齢者福祉課	地域包括支援センターを中心に住民、民生委員・児童委員、介護保険事業者等からの高齢者虐待に関する相談・支援を実施します。
地域包括支援センターによる相談・支援業務を行う	高齢者福祉課	委託地域包括支援センターを4か所と直営包括を設置し、高齢者の身近な相談窓口として相談・支援を行っていきます。
児童相談事業の運営、充実を図る	子育て支援課	家庭児童相談室を運営し、児童の養育に関連して発生する問題の解決を図るため、家庭児童相談員と社会福祉主事を配置し相談業務を実施します。 また、複雑・多様化する相談に対応するため、関係機関との連携や相談技術向上のための研修受講など、相談対応の充実を図ります。

つどいの広場事業の運営、児童センターにおけるママの集い等事業を実施する。言語発達遅滞児支援事業の運営、充実を図る	子育て支援課	子育ての不安や負担の軽減を図るため、つどいの広場やママの集い等、乳幼児親子が気軽に集い、交流や情報交換、相談ができる場を提供します。 また、ことばの遅れ等がある児童とその保護者を対象に、言語発達遅滞児支援のためのグループ指導教室を開催し、児童のより良い発達を支援するとともに保護者の不安等の軽減を図ります。
市民相談事業の利用促進を図る	市民生活課	各種相談事業を実施し、適切な指導や助言を行います。
消費生活相談事業の充実を図る	市民生活課	様々な消費者トラブルに対して、消費生活相談員による相談事業を実施し、問題解決を図ります。
相談支援事業の充実を図る	障害者福祉課	入間西障害者相談支援センターにおいて、障害のある人等に対し、福祉サービス利用の援助、情報提供や相談等を行うとともに、入間西障害者基幹相談支援センターにおいて、地域にある各相談支援事業所等に対し、指導・助言等を行い相談支援の充実、強化を図ります。
双子等の多胎児をもつ保護者の交流や情報交換、相談の場を提供する	子育て支援課	双子等の多胎児をもつ保護者の交流や情報交換、相談の場を提供し、育児に対する不安や負担の軽減を図るため、多胎児支援事業「えだまめキッズ」を実施します。
市の窓口や入間西障害者相談支援センターにおいて、利用者からの相談、苦情等の受け付け・対応を行う	障害者福祉課	障害のある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行います。また、苦情等の対応には、対象者のニーズを十分把握し、誠意のある対応に努めます。

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

援助を必要としている人たちへの対応については、既存のサービス提供だけではなく、総合的な支援体制が求められます。平時より地域活動・ボランティア活動者との連携体制を構築し、緊急性、柔軟性のある相談・援助体制を目指します。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
相談所・相談窓口の充実	相談員が市民からの各種相談に応じ、適切な機関につなげる等問題の解決を支援します。	身近な場所で気軽に相談できるよう出張相談所を設けるとともに、社協の窓口での相談機能強化を図り総合的に支援ができるよう努めます。

2. 地域福祉サービスの充実

＜現状＞

- ・地域には、高齢者や障害のある人、子育て世帯など様々な方々が生活しており、支援が必要となる人の生活課題は多岐にわたっています。
- ・すべての住民が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して自立した生活が送れるよう、地域福祉活動と連携したきめ細やかな福祉サービスの充実が必要です。
- ・自分自身や家族の老後、介護をはじめ、日常生活に不安を持つ方も多く、それらの不安について、気軽に相談できる環境を整備することが求められています。
- ・地域包括支援センターを設置し、高齢者に対する包括的なケアマネジメント※体制を整備するとともに、障害者総合支援法に対応して相談支援事業を実施し、障害のある人の自立を支える仕組みを構築します。

※ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズを繋ぐ手法

＜計画の方針＞

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
子育て支援の充実	子育て家庭の養育者の孤独感や負担感を軽減し、不安なく子育てに臨める環境をつくるため、保育園、児童センター、子育て支援センター、子育てサロンなどに、養育者等が気軽に相談することができる窓口としての機能強化など、地域における子育て支援を充実させます。	市 (子育て支援課) (保育課)
高齢者福祉施策の充実	地域包括支援センターを中心に、各種相談窓口と連携を図りつつ、介護予防や保健福祉だけでなく、高齢者虐待など様々な問題に総合的に対応するとともに、高齢者が気軽に相談できる窓口としての機能強化を図り、高齢者の生きがいを推進します。	民生委員・児童委員 福祉サービス事業者 市 (高齢者福祉課)
障害者福祉の充実	障害のある人の個々のニーズに応じた支援を努めるとともに、障害のある人の総合的な相談窓口を整備し、ライフステージに応じて、その都度対応できる一貫した相談体制を構築するなど、地域生活支援事業を充実させます。	民生委員・児童委員 福祉サービス事業者 市 (障害者福祉課)
健康づくりの推進	乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援するサービスを充実させます。	市民 市 (市民健康センター)
福祉事業者の提供するサービスの充実	福祉サービス提供事業者が、利用者から寄せられる要望等を把握し、サービスの質向上が図られるよう体制を整備します。	福祉サービス事業者 市 (福祉総務課) (子育て支援課) (保育課) (高齢者福祉課) (障害者福祉課)

＜市の取り組み＞

主な取り組み	担当課・所	事業内容
食生活改善推進員による料理教室を公民館等で開催する	市民健康センター	食生活改善推進員は、栄養及び食生活改善を通じて地域の健康増進に寄与することを目的に活動しており、公民館等で「食改さんの伝達クッキング」を実施します。
健康づくりに取り組む自主グループへの支援を行う	市民健康センター	健康づくりに取り組む自主グループを支援するため、体力測定や運動指導を行います。
放課後子ども教室において地域活動のリーダーとなるサポーター等を発掘し、支援する	社会教育課	広報さかど、保護者への広報等によりサポーターを発掘し育成に努めます。
放課後子ども教室において、地域サポーター等を募集し、子ども達に礼儀や昔の遊びを教え伝える	社会教育課	地域の方々にサポーターとして参画していただき、子どもたちに昔の遊びを教えたり、スポーツ活動などを見守ります。
ファミリー・サポート・センター※を運営し地域における子育て環境の充実とコミュニティの推進に努める	子育て支援課	地域における子育て支援の一環として、育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる会員組織の「さかどファミリー・サポート・センター」を運営します。 ※ファミリー・サポート・センター 育児の応援をしてほしい方（利用会員）と応援をしたい方（協力会員）からなる会員組織
市民後見人※の養成を行う	高齢者福祉課 障害者福祉課 福祉総務課	市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の養成に努めます。 ※市民後見人 一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に対し、親族がいない場合、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

特色ある公園づくり(健康づくりができる公園など)を行う	維持管理課	健康づくりのため、健康遊具を増設する計画を進めていきます。
民生委員・児童委員活動への支援を行う	福祉総務課	地域福祉を推進する民生委員・児童委員の活動を支援するため、 ①民生委員・児童委員の相談を受け、相談窓口の紹介や情報提供を行います。 ②市内5地区の民生委員・児童委員協議会及び連合会に補助金を支給します。 ③見守りなどの民生委員活動に有益な情報を提供します。
高齢者福祉ガイド等に基づくサービスの利用促進を図る	高齢者福祉課	高齢者福祉ガイドを作成し、高齢者の在宅福祉サービスのPR、利用促進を図ります。
「障害者のてびき」により、障害福祉サービスの利用促進を図る	障害者福祉課	手帳取得者に「障害者のてびき」を配布し、各種障害福祉サービスの利用促進を図ります。
市民健康センターの事業として親子教室、ソーシャルクラブ、家族の集い等を行う	市民健康センター	乳幼児の発達・育児支援のための「のびのび親子教室」、精神障害者の社会参加や社会復帰を促進するための「ソーシャルクラブ」、精神障害者の家族支援のための「家族のつどい」を開催します。
子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的にサービスを推進する	子育て支援課	坂戸市子ども・子育て支援事業計画を計画的に推進し、サービスの充実を図ります。
坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画に基づくサービスを推進する	障害者福祉課	坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画を計画的に推進し、サービスの充実を図ります。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づくサービスを推進する	高齢者福祉課	高齢者福祉事業及び介護保険事業を計画的かつ円滑に実施し、高齢者福祉サービスをより一層充実させていきます。
高齢者の権利擁護、成年後見制度への支援を行う	高齢者福祉課	地域包括支援センターを中心に、権利擁護、成年後見制度の利用に関する相談・支援を実施していきます。
健康増進事業を推進する	市民健康センター	①食育イベント・教室等を開催し、食育の推進及び葉酸の普及を図ります。 ②食を通じた健康づくり応援店の認定を推進し、食環境の整備を行います。 ③運動に関する各種教室を実施し、運動の習慣化を図ります。 ④葉酸プロジェクトを推進し、葉酸の普及を通して健康意識の高揚を図ります。

<社会福祉協議会活動計画の方針>

地域には、高齢者・障害者等様々な方が生活しており、支援を求めている方の生活課題は多種多様です。 住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう地域ニーズを把握し、既存のサービスだけではなく、利用しやすいサービスが提供できる体制を整えます。
--

<社会福祉協議会の取り組み>

実施事業名	事業内容	方向性
福祉サービス利用援助事業の実施	判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等と連携し、福祉サービス利用援助事業の推進に努めます。	サービスの周知を図るとともに、関係者との連携を密にし、利用者への支援をします。

法人後見に関する検討・推進	法人後見事業を実施するうえでの基本的な考え方、後見業務の内容、組織体制等について研究し実施に向け検討します。 市民後見人養成等関連する事業についても、関係機関と調整し実施に向け検討します。	法人後見事業・市民後見人養成など、社協の役割を明確にし、法人後見事業実では、実施に向けて検討委員会を立ち上げ、検討協議します。
在宅福祉サービスの充実	日常生活の負担の軽減と社会参加の促進を目的として車椅子や福祉車両の貸出を行い、市民の日常生活の向上を図りサービスの充実に努めます。	一時的に必要なとなる車椅子や福祉車両が安心して利用できるよう、点検整備を実施し、貸出を行います。
ふれあいサービスセンターの充実	日常生活で困ったとき、家事援助を中心にお手伝いをする低額・有料で実施するサービスであり、誰もが利用しやすいサービスになるように推進します。	地域住民が相互に支え合う住民参加型による活動を推進します。また、介護保険制度の改正に伴う新たな地域支援事業として事業の再構築を目指します。

3. 生活困窮者対策の推進

<現状>

・様々な要因により増加している生活困窮者に対して、生活保護に至ることなく、いち早く自立した生活に結びつけられるよう、国が進める施策に基づき、関係機関と連携して雇用や生活等に関し総合的に支援を行うとともに、一人ひとりの状況に応じた自立支援策が求められています。



＜市の実施施策＞

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
生活困窮者支援の充実	生活保護に至る前の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援をします。 また、関係機関との連携により、生活困窮者に対する総合的な相談支援体制を構築し、相談者が自立した生活を送ることができるよう支援します。	市 (福祉総務課)

＜計画の方針＞

主な取り組み	担当課・所	事 業 内 容
生活困窮者に対する自立支援を行う	福祉総務課	生活困窮者の自立の促進を図るため、関係機関と連携を図りながら自立相談支援事業を実施します。また、住居確保給付金の支給などの支援を行います。

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

生活困窮者が抱えている生活課題に対応できるよう、関係機関と連携を図り、必要に応じ貸付等の支援を行いながら、生活課題解決へ向けた助言・援助を行います。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事 業 内 容	方 向 性
生活困窮者への自立支援	生活福祉資金・福祉資金などの貸付制度の適正な運営を図るとともに、生活困窮者が経済的自立と安定した生活が送れるよう相談援助し、その世帯の生活向上を目指し貸付を実施します。 関係機関と連携をとりながら、課題に対応できる適切な窓口に繋がれるよう支援します。	生活困窮者に対応するため、資金貸付事業等の運営強化を図ります。 適切な窓口に繋がれるよう、相談対応職員の研修への参加を促進します。

4. 福祉事業者との連携

<現状>

- ・地域において、高齢者や障害のある人、子育て世帯の抱える様々な問題や課題の解決を図るため、福祉関連事業者との連携を図るための組織体制の構築が必要となります。
- ・福祉ニーズが複雑・多様化するなかで、1つのサービス機関だけでは解決することが難しい問題も多く発生しています。
- ・保健・福祉・医療・介護など、複数の関係機関が連携を図り、要介護者に対する必要なサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。

<計画の方針>

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
多様な主体による連携と共同の推進	民生委員・児童委員、自治会や社会福祉協議会、各専門機関等が連携しながら適切な相談支援ができる体制の充実に努めます。	市民 関係団体 民生委員・児童委員 福祉サービス事業者 市 （福祉総務課） （子育て支援課） （高齢者福祉課） （障害者福祉課）

<市の取り組み>

主な取り組み	担当課・所	事 業 内 容
福祉事業者との連携を図る	高齢者福祉課 障害者福祉課 子育て支援課 保育課	特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、児童福祉法人、障害者福祉法人などと、総合的に連携を図るための、組織体制を構築していきます。

<社会福祉協議会活動計画の方針>

福祉事業者や福祉関係団体との連携を強化するため、積極的に関係機関同士の連絡調整の場を設け、多種多様化している市民ニーズに対応できるような体制の構築を目指します。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
福祉関係団体連絡会議の推進	福祉関係団体の連携を図るため連絡会議を企画し、組織体制を構築できるよう支援します。	福祉関係団体を組織化し、連絡会議を開催します。



基本目標 3

・誰もが参加できるボランティア活動と支え合いの仕組みを創ります

1. ボランティア活動の活性化

<現状>

・地域で行われている地域福祉事業は、ボランティアやNPO法人等の参画により支えられており、地域福祉活動においても、ボランティアやNPO法人等の活動は、なくてはならないものとなっています。

<計画の方針>

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
ボランティア活動、市民活動の充実	ボランティア活動や市民活動などの事例について、広報さかどやホームページなどで市民に広く周知し、市民活動への参加を促進します。 また、ボランティア活動や市民活動に参加することで、生きがいを得たり、人生が豊かになったりするといったボランティア活動の良さを伝え、発信していくことが、活動の活性化につながります。 活動に実際に携わる人の声を直接聞く機会を作るなど、ボランティア活動や市民活動に関心がある人が活動に参加しやすい環境づくりを支援します。	市民 関係団体 市 (市民生活課)

<市の取り組み>

主な取り組み	担当課・所	事 業 内 容
老人クラブ連合会・単位老人クラブの事業として地域貢献事業を推進する	高齢者福祉課	登下校時の見守りや地域のパトロール、清掃活動、交通安全教室等の開催など、日頃からの継続した地域活動を通じ、地域貢献事業推進の支援を行います。

地域での花いっぱい活動への支援(市民花壇への花苗の提供。花いっぱい推進地区への補助)を行う	環境政策課	花いっぱいのまち坂戸を目指し、 ①市の栽培温室にて、ボランティアと協働で花苗を育成し、市民花壇へ配付します。 ②花いっぱい推進地区へ補助金を交付します。
公民館、地域交流センター、集会所活動を活性化させる	社会教育課 公民館	＜社会教育課＞ 集会所事業の実施 華道教室、水彩画教室などの各学習事業を実施することにより、参加者相互の人間関係や地域住民との交流を深めます。 ＜公民館＞ 各公民館の教室・講座・貸館を通し参加者（利用者）の教養を高めるとともに健康増進を図る。さらに参加者（利用者）間の交流を通じて仲間づくり、連帯意識を育みます。 また、クラブ・サークルへの活動場所等の提供を行うとともにクラブ・サークルの育成を図ります。
学校応援団の活動内容を発信する	学校教育課	学校便り等を利用して学校応援団の活動内容を家庭・地域に発信します。
市民活動団体のスキルアップの支援を行う	市民生活課	団体の運営力強化のために、市民活動団体支援講座を実施します。
放課後子ども教室スタッフの情報交換を行う	社会教育課	スタッフ会議を定期的に開催し、スタッフ相互の情報交換に努めます。

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

社会福祉協議会では、さかどボランティア・市民活動センターを設置運営し、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を進め、ボランティア活動をする市民に対し支援を行います。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
プラットフォーム構築事業	ボランティア関係者のネットワークを形成するため、課題研究や情報提供・研究を進める場を設け、活動の活性化を図ります。	ボランティアのネットワークの推進を図り、より活動しやすい環境を整えます。
情報発信・情報提供の充実	さかどボランティア・市民活動センターだよりを発行し、タイムリーな情報を発信し、市民に広く周知を行い、ボランティアへの参加を促進します。	最新の情報を発信するため、ホームページの更新を行うとともに、センターだよりを発行します。

2. ボランティア活動への市民参加の促進

＜現状＞

- ・東日本大震災を契機とし、大規模災害時の支援など、市民ボランティアとして積極的に参加する機運が高まってきています。
- ・災害時だけでなく、様々な場において地域のボランティアのニーズの把握や調整、活動の促進など、連絡調整機能の強化が必要です。

＜計画の方針＞

施策	施策内容	施策の担い手
地域の人材の活用	今後の地域福祉を担う人材を育成するため、市民に幅広くボランティア活動への参加を呼び掛けるとともに、各種養成講座の内容を充実させます。 また、地域福祉に関わるボランティアに対して、地域の状況や段階に応じたアドバイスやサポートを進めていきます。	市民 関係団体 市 (市民生活課)
定年退職後の生きがいづくり	団塊の世代が定年退職を迎え、市民活動に積極的に参加できるよう、ボランティア養成講座の開催や専門的知識などが生かせる活動情報の提供などの支援をします。	市民 関係団体 市 (市民生活課)

＜市の取り組み＞

主な取り組み	担当課・所	事業内容
交流イベント等の充実を図る	障害者福祉課	市民、障害のある人、ボランティア団体とイベントでの交流を通じて、福祉の理解と意識の向上に努めます。
坂戸よさこい等の開催に際し、参加者の地域間や世代間の交流を図る	商工労政課	坂戸よさこい等の開催に際し、地域や世代間の交流を図るため、地元商店会等が会場の一部または全部を自主運営で行います。また、ボランティアを公募し、学生や社会人など様々な世代がボランティア活動を通して交流を図れるよう努めます。
放課後子ども教室スタッフの拡充・支援を行う	社会教育課	放課後子ども教室では、スタッフ会議などによりスタッフの拡充・支援に努めます。
学校応援団の充実を図る	学校教育課	学習支援や学習環境の整備、登下校等の安全・安心のための見守り等、学校応援団との連携強化に努めます。
広報紙、ホームページ等により情報を発信する	広報広聴課	様々な情報提供ツールを活用し、行政情報等の発信に努めます。
学校での世代間交流を実施する	学校教育課	生活科や総合的な学習の時間等において、世代間交流を実施します。

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

地域課題解決へ向けた人材の育成及びボランティア活動を行う方々を支援するため各種団体やNPO法人等と連携し、各種講座や研修会を実施します。また、多くの方が参加できるようタイムリーな情報の発信を行います。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
ボランティア養成研修事業	市受託事業も含め、各種関連講座を開催し、市民のボランティア意識の向上に努めます。	ボランティア講座・視覚障害者支援講座等を開催します。

広報さかど・ホームページ等での情報発信	高齢者や障害のある人等、地域住民にあった情報発信手段に対応し、広報紙面の工夫をはじめ、最新の情報発信に努めます。	誰もが見やすい広報紙・ホームページに改善するとともに、ホームページのモバイル版の充実を図ります。
交流イベント等の開催	福祉に関わる人々が一堂に会し、市民の福祉に対する理解を深めボランティア活動への参加機会を提供し、みんなでつくる福祉のまちづくりを目指します。	市民の関心を引きつけるような工夫を凝らしたイベントの開催を検討し、実施できるように努めます。
ボランティア体験プログラム事業の実施	多くの方が参加できるプログラムを企画し、ボランティア活動への意欲や興味を促し、実践活動へ繋がる機会を提供します。	受け入れ施設等と調整し、ひとりでも多くの方が参加しやすいプログラムの企画に努めます。

3. ボランティア活動への支援の充実

<現状>

・ボランティアコーディネート体制の強化など、市民活動グループの支援を行うとともに、関係団体との連携による相乗効果の創出など、地域活動の担い手を包括的に支援することが必要となっています。

<計画の方針>

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
各種団体・サークル等への支援の強化	市民活動支援拠点における情報発信や団体のスキル向上のための講座、市民へ活動がPRできる事業などを実施し、団体の活動を支援します。	市 (市民生活課)

<市の取り組み>

主な取り組み	担当課・所	事 業 内 容
市民活動支援窓口の充実を図る	市民生活課	市民生活課の市民活動支援窓口にて、市民活動に関する様々な情報の収集を行うとともに、市民及び活動団体への発信を通じて情報の共有化を図ります。

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

ボランティア活動を円滑に進めるために必要な情報提供やコーディネート（連絡調整）、ボランティア活動実践者からの助言を行い、活動しやすい環境を整備します。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
ボランティアコーディネーターの設置	ボランティア活動に必要な情報の提供や相談・助言等の支援を行うため専門職としてコーディネーターを設置し活動を支援します。	ボランティア活動を進めるための連絡調整や、活動の相談を行うコーディネーターを設置します。
ボランティアアドバイザーの設置	ボランティア活動に関する日常的な相談、助言、きっかけづくり等を支援し、活動しやすい環境を整えるように努めます。	ボランティア実践活動者をアドバイザーとし、活動の経験を活かした相談・助言をします。
ボランティア活動促進事業	ボランティア活動をしている団体や個人に対して、活動の充実を図るため情報提供に努めます。	ボランティア情報コーナーを確保し、円滑な活動が進められるよう必要な情報を発信します。
ボランティア活動資機材の充実	ボランティア活動に必要な資機材を整備し、その貸出を行い、活動強化を図り、活動への支援に努めます。	活動に必要な資機材等を整備し、活動強化を図ります。

4. ボランティアの活動拠点の充実

＜現状＞

- ・市民活動・交流コーナー（入西地域交流センター内）及び市民活動交流フロア（北坂戸出張所内）において、市民活動に関する様々な情報を提供しています。
- ・ボランティアビューロー※を開設し、市民活動グループの活動を支援しています。

※ボランティアビューロー

地域社会において、ボランティア活動を援助し推進するための拠点となる機関

＜計画の方針＞

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
ボランティアの活動拠点の充実	福祉をはじめ、生涯学習、環境、国際交流、災害、子どもたちの健全育成など、地域で活動しているあらゆるボランティアグループの連携強化と、地域住民による地域福祉活動の円滑な推進を図るようボランティアの活動拠点の充実を図ります。	市 (市民生活課)

＜市の取り組み＞

主な取り組み	担当課・所	事 業 内 容
市民活動支援施設の管理・運営を行う	市民生活課	市民活動・交流コーナー（入西地域交流センター内）及び市民活動交流フロア（北坂戸出張所内）にて、市民活動に関する様々な情報を発信します。

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

市民誰もが、様々なボランティア活動に参加できるよう情報を提供し、気軽に福祉活動に参加できる活動拠点としてのボランティアビューローの整備を図ります。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事 業 内 容	方 向 性
ボランティア活動拠点の開拓	ボランティアの活動拠点となる場所を確保し、出張ボランティアサロンの実施を推進します。	市民が気軽に活動できる場所を確保できるよう、関係機関等と調整を行います。
ボランティアビューローの充実	ボランティア活動の拠点となるビューローを、活動しやすい環境となるよう整備します。	ボランティアビューローに設置する資機材の充実に努め、活動しやすい環境を整えます。

5. 集いの場の充実

<現状>

- ・地域住民の支え合いは、身近な交流を通じて育むことが求められております。
- ・社会的な孤立を解消するため、身近な地域における集いの場の充実が必要です。
- ・防犯上の問題・不安から、子どもたちが安心して自由に遊べる場が減少しています。

<計画の方針>

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
サロン活動の拡充	だれでも自由に訪れ、時間を過ごすなかで、人との交流が持てたり、ちょっとした助け合いが生まれたりするような、居場所や交流の場となるサロン活動を拡充します。	市民 関係団体 市 (市民生活課) (高齢者福祉課)
子どもが安心して遊べる場所の整備推進	未就学児や児童が、安全に安心して集い、活動できる場所を地域ボランティアなどとの協働により整備充実を進めていきます。	市民 関係団体 市 (子育て支援課)

<市の取り組み>

主な取り組み	担当課・所	事 業 内 容
集会所の整備事業(新規・修繕)を実施する地区団体に対して補助を行う	市民生活課	地域のコミュニティ活動を支援するため、地区集会所を整備(新築・修繕)する自治会に補助金を交付します。
よさこい交流フロアの活用を促進する	商工労政課	よさこい交流フロアの活用を推進するため、フロア前で地元商店会がイルミネーションの設置やよさこいイベント等を行います。
つどいの広場事業の運営、児童センターにおける「ママの集い」等の事業を実施する	子育て支援課	子育ての不安や負担の軽減を図るため、つどいの広場やママの集い等、乳幼児親子が気軽に集い、交流や情報交換、相談ができる場を運営します。

子育てサロン、子育てサークルへの支援を実施する	保育課	子育て支援センターで、自主サークル及び子育てサロンへ遊びの提供や遊具の貸出等の活動支援を行います。
世代間交流室の利用を促進する	学校教育課	世代間交流室の利用を推進します。
公園を安心して安全に使用できるようにするために維持管理を実施する	維持管理課	遊具の法定点検に併せ施設の点検をし、修繕が必要とされた箇所の修繕を実施していきます。また、公園の見通しを確保するため、樹木の剪定を実施します。
余裕教室を利用した学校応援団の拠点体制の充実を図る	学校教育課	余裕教室を利用し、学校応援団の拠点体制の充実を図ります。

<社会福祉協議会活動計画の方針>

市民への福祉啓発活動の一環として、それぞれの目的にあった住民が集える場の有効性を広く周知します。

市民の関心を引き付ける有意義な「集いの場」になるよう検討し、工夫した内容を盛り込みながら、市民活動の支援を行います。

<社会福祉協議会の取り組み>

実施事業名	事業内容	方向性
ふれあい・いきいきサロン推進事業	身近な集会所・公民館等を拠点に、そこに住む高齢者・障害者・子育て中の親と子などが気軽に集まり地域の仲間づくり、生きがいづくりができる「ふれあい・いきいきサロン」事業を推進します。	小地域（概ね自治会・町内会規模）で行う、ふれあい・いきいきサロンの活動を支援し、拡充を図ります。
ボランティアサロンの実施	ボランティア活動希望者が集い、実践者に相談できる場としサロンを実施しています。サロン開催場所を増やすように努めます。	ボランティア実践者からなるボランティアアドバイザーの協力でボランティア活動への参加を円滑にします。

1. 避難行動要支援者※¹の支援方策

＜現状＞

・市民くらし安心カードを全世帯に配布し、災害時に自力で避難することの難しい高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者及び避難行動被支援希望者登録台帳登録者の安否確認に協力していただける方（安否確認協力者）の把握に努めています。

・坂戸市避難行動被支援希望者※²支援計画に基づき、避難行動に支援を必要とする方を手上げ方式で募り登載した「避難行動被支援希望者登録台帳」を作成・更新し、あらかじめ区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等に台帳情報を提供し、災害時における安否確認や避難行動支援の依頼を進めています。

・避難行動被支援希望者登録台帳の登録者に加え、全ての介護認定を受けている方及び障害者手帳保持者の情報を登載した「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、災害時には必要に応じて区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等に名簿情報を提供し、避難行動要支援者の安否確認や避難行動の支援の依頼を行います。

※1 避難行動要支援者

高齢者や障害者などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする方（＝要援護者）

※2 避難行動被支援希望者

避難行動要支援者のうち第三者の支援を必要とする方



<計画の方針>

施 策	施 策 内 容	施策の担い手
災害時に備えた避難行動要支援者の把握及び避難行動被支援希望者登録台帳への登録申請の促しと地域との情報共有の強化	市民くらし安心カードにより情報提供することを同意された方のリストを区・自治会長や自主防災組織代表者に情報提供し、区・自治会長や自主防災組織、民生委員・児童委員、市の4者で情報を共有しています。 また、市民くらし安心カードの情報により避難行動に支援を必要と判断した方には、避難行動被支援希望者登録台帳への登録申請を促します。 今後、転入者や市民くらし安心カード未提出者に対し、くらし安心カードの提出を求め、避難行動要支援者の把握に努めます。	市民 関係団体 民生委員・児童委員 福祉サービス事業者 市 (防災安全課) (福祉総務課) (高齢者福祉課) (障害者福祉課)
避難支援体制の構築	避難行動被支援希望者支援計画に基づき、災害時において、区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、安否確認協力者と地域の協力を得ながら、公民館、地域交流センター、警察、消防、社会福祉協議会が連携した避難行動被支援希望者の避難支援体制の構築を図ります。	市民 関係団体 民生委員・児童委員 市 (防災安全課) (福祉総務課)

<市の取り組み>

主な取り組み	担当課・所	事 業 内 容
避難行動被支援希望者登録台帳及び避難行動要支援者名簿の作成・更新を行い、ネットワークづくりを進める	防災安全課 福祉総務課 高齢者福祉課 障害者福祉課	避難行動被支援希望者の登録を随時行い、避難行動被支援希望者登録台帳の情報を区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、安否確認協力者、公民館、地域交流センター、警察、消防、社会福祉協議会へあらかじめ提供し、災害時における避難行動支援体制のネットワークづくりを進めます。また、災害時にのみ安否確認協力者を除く上記支援者に提供する避難行動要支援者名簿を作成・更新します。

避難行動要支援者の見守り活動を実施する	福祉総務課	「市民くらし安心カード」を基に避難行動要支援者に対する見守り活動を強化してまいります。
---------------------	-------	---

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者が、災害発生時にも漏れることなく支援の手が届くよう、福祉関係者等との調整を図り体制を整えます。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
避難行動要支援者への支援	高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者が、災害時に安心できる支援体制を構築し、福祉関係者間の調整を図ります。	避難行動要支援者への支援体制を整えるため、市内福祉関係者間調整会議等の開催をします。

2. 地域の防災・防犯体制の充実

＜現状＞

- ・市内に15か所ある地域防災拠点の1か所から3か所ごとに、坂戸市自主防災組織連絡協議会の支部を設置し、情報交換や避難所運営訓練等を開催し、地域の防災体制の構築を進めています。
- ・認知症高齢者が金融商品詐欺の被害に遭わないように見守りを行うとともに、高齢者の交通事故防止の啓発に努めています。
- ・児童の登下校時の見守り活動を実施するとともに、安全ボランティアの育成を行っています。

＜市の実施施策＞

施策	施策内容	施策の担い手
自主防災体制の強化	坂戸市自主防災組織連絡協議会の活動を支援し、防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の組織化が遅れている地区については、自主防災組織の組織づくりを促進します。	関係団体 市 (防災安全課)

防災・減災に配慮したまちづくりの推進	地域の危険箇所を市民の視点で把握し、災害時における被害を最低限に抑えられるよう、市民と行政の協働による地域の防災・減災を進めます。	関係団体 市 (防災安全課)
自主防犯体制の強化	地域における交通事故や犯罪を防止するため、区・自治会や学校、PTAといった地域住民によるパトロールなどを行い、交通安全・防犯活動を促進します。	関係団体 市 (防災安全課) (学校教育課)
防犯に配慮したまちづくりの推進	地域における犯罪の発生を未然に防止するため、情報の共有化を図るとともに、地域住民のほか、学校、PTAなど関係機関との連携による、地域ぐるみの防犯活動を促進します。	関係団体 市 (防災安全課)

<市の取り組み>

主な取り組み	担当課・所	事業内容
防犯に関する地域への適切な情報提供を行う	防災安全課	警察等からの情報を受け、ホームページ、メール配信、防災行政無線を通じて防犯情報の提供を行います。
自主防犯パトロール活動を展開する団体への資材の配布提供を行う	防災安全課	自主防犯パトロール団体にベストや帽子、のぼり旗等の資材の提供を行います。
警察、消防など関係機関との協力	防災安全課	情報の共有を行い、地域への適切な情報提供を行えるようにします。また、協力してパトロールや啓発キャンペーン等を行います。
安全ボランティアによる見守り活動を実施する	学校教育課	登下校時等に、安全ボランティアによる見守り活動を実施します。

安全・安心（環境浄化）パトロール、こども 110 番、児童生徒の登下校時における見守り活動、青少年健全育成推進店の充実を図り、子どもの安全確保を推進する	社会教育課	安全・安心（環境浄化）パトロールやこども 110 番及び青少年健全育成推進制度等を通じて登下校時の安全確保と深夜徘徊の抑止に努めてまいります。
民生委員・児童委員による高齢者見守り活動を実施する	福祉総務課	民生委員・児童委員による「お達者訪問」活動において、金融商品詐欺や振り込め詐欺、交通事故防止などを実施します。

＜社会福祉協議会活動計画の方針＞

大規模な災害発生時には、社会福祉協議会内に「災害ボランティアセンター」を設置し、災害時に必要な支援体制を整えられるよう平時より、研修・訓練の場を設け、関係機関等と調整を図ります。

＜社会福祉協議会の取り組み＞

実施事業名	事業内容	方向性
災害への備え・災害ボランティアセンター設置訓練事業	市災害対策本部と連携し、災害発生時に「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、ボランティアの拠点となる体制を整えるよう推進します。 大規模災害を想定した坂戸市総合防災訓練において「災害ボランティアセンター」として活動することで、市民に活動内容を理解していただくとともに、救援体制の強化を図ります。	「災害ボランティアセンター設置訓練」を実施し、災害発生時の対応訓練や、センターに必要な資機材を備えます。

第5章 計画の目標値と推進体制

1. 計画の目標

第2期計画では、4つの基本目標を設定し、これに庁内関係各課等の個別計画を体系づけることにより、地域福祉計画との整合性を図りながら個別計画を推進するとともに、今後の関係各課等が個別計画を見直す際においても、地域福祉計画の内容を反映してまいります。

(1) 地区協議会の設置

地域福祉を推進していくためには、地域住民、市民団体、事業者、社会福祉協議会及び行政の協働により、支え合いの組織体制を整えることが重要となります。

第1期計画においては、日常の生活圏域を基本とした市内9地区を設定し、この各地区に「新たな支え合いの仕組みをつくり、課題に取り組む協議会を設置する」ことを目標に掲げ計画を進めてまいりました。

区・自治会や各種構成団体の地域の特性や実情を考慮し、その結果として自治会の区を単位とした「西坂戸支え合いのまちづくり協議会」が平成25年3月にスタートしています。

第2期計画におきましては、地区設定の基本方針は第1期計画を踏襲し、公民館・地域交流センター管区を圏域とした地区協議会の設立を基本として、協議をしてまいります。協議の中において地域の状況や特性を考慮し、公民館・地域交流センター管区よりも身近な、自治会区を一つの圏域とした地区協議会の設置についても、方策の一つに位置付けることとし、支え合いの組織体制の構築を推進してまいります。

(2) 区・自治会における支え合いの推進

区・自治会における支え合いを推進するため、各地区へ福祉委員の設置ができないかを地区別懇談会で話し合いました。

区・自治会において住民による見守りを行う必要性は認められましたが、市内を画一的にするのではなく、地域の特性を考慮した制度の検討が求められました。

第2期計画においては、「自助」、「共助」、「公助」に「近助」を加え、区・自治会の最小の構成組織となる「班・組」単位における見守り、支え合いの啓発を図ってまいります。

2. 計画の推進体制

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針であることから、本計画の推進を図るためには、地域住民、区・自治会、自主防災組織、福祉事業者、社会福祉協議会及び行政の協働のもと、推進体制を整備し、各事業の実施状況を把握・評価しながら推進してまいります。

(1) 市民参加の推進体制

地域福祉を推進していくためには、市民と行政が、より相互理解を深める必要があります。そのため、地域福祉計画や地域福祉に関する情報を広報さかどやホームページなど多様な媒体を活用し、広く市民に周知し、意識啓発を図ります。

また、本計画の進捗状況については、地域福祉計画策定・推進委員会において定期的に報告し、進行管理を行ってまいります。

(2) 庁内の推進体制

庁内の関係各課による横断的な連携や調整機能を強化するため、地域福祉計画庁内策定・推進会議において、地域福祉に係る情報共有の徹底を図るとともに、進行管理の報告を行ってまいります。

(3) 社会福祉協議会の推進体制

地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動計画実施計画を作成し、年次計画や財源の考え方を明確にし、社会福祉協議会内に設置している「坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会」において活動計画の進行管理を行ってまいります。

3. 計画の公表

地域福祉計画・地域福祉活動計画を実行性のあるものとして推進していくためには、本計画が目指す地域福祉の方向性や諸施策、活動内容について、計画に関係するすべての人が共通認識をもち、共通理解することが重要です。

このため、広報さかどやホームページ等を活用し、本計画の進捗状況などを公表し、地域福祉について幅広く周知してまいります。





1. 坂戸市地域福祉計画策定経過

開催日	場所	会議名等	内容
平成26年 8月26日(火)	市役所 201会議室	第1回坂戸市地域福祉 計画策定・推進委員会	(1) 坂戸市地域福祉計画策定・推進体制について (2) 地域福祉計画の概要について (3) 策定スケジュールについて
9月24日(水)	市役所 301・302 会議 室	第1回坂戸市地域福祉 計画庁内策定・推進会 議	(1) 坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会 議について (2) 地域福祉計画の概要について (3) 策定スケジュールについて (4) 第1期計画の各個別目標「主な取組み」及び「実施概要」について
10月3日(金)	市役所 301・302 会議 室	第2回坂戸市地域福祉 計画策定・推進委員会	(1) 坂戸市地域福祉計画(第1期)の進捗 状況について (2) 計画の新旧対象について (3) 計画の構成について
11月13日(木)	市役所 201会議室	第3回坂戸市地域福祉 計画策定・推進委員会	(1) 第2期坂戸市地域福祉計画素案につ いて (2) 地区別懇談会の開催について
11月25日(火) ～12月5日(金)	8 公民館・地域 交流センター	地区別懇談会	支え合いのまちづくりの推進について
12月18日(木)	市役所 301・302 会議 室	第4回坂戸市地域福祉 計画策定・推進委員会	(1) 地区別懇談会結果について (2) アンケート結果について (3) 市民コメントの実施について (4) 第2期坂戸市地域福祉計画素案につ いて
平成27年 1月1日(木) ～2月2日(月)	市政情報コー ナー、福祉総務 課、各公民館・ 地域交流セン ター、各出張 所、中央図書 館、福祉センタ ー	市民コメント	坂戸市地域福祉計画・坂戸市福祉協議会地 域福祉活動計画素案市民コメント募集 (周知方法: 広報さかど、市ホームページ)
2月13日(金)	市役所 301・302 会議 室	第5回坂戸市地域福祉 計画策定・推進委員会	(1) 市民コメント結果について (2) 第2期坂戸市地域福祉計画原案につ いて
3月17日(火)	市役所 第2応接室	第6回坂戸市地域福祉 計画策定・推進委員会	市長へ第2期地域福祉計画最終原案を報 告

2. 市民コメント結果

坂戸市地域福祉計画、坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定にあたり、計画案を公表し、広く市民の意見を募集しました。

1 意見応募期間

平成27年1月1日（木）～2月2日（月）

2 応募資格

市内在住者

3 市民への周知

1月1日号広報さかど及び市ホームページに掲載し周知を図りました。

4 素案、応募用紙及び応募箱設置場所

市政情報コーナー（市役所1階）、福祉総務課、各公民館、地域交流センター、出張所、中央図書館、坂戸市福祉センター 計14か所に素案、応募箱を設置しました。

5 募集結果

市民コメント応募 0件



3. 坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会

坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 坂戸市地域福祉計画の策定及び推進を図るため、坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 坂戸市地域福祉計画の策定に関し、必要事項を検討し、市長に対し提言を行うこと。
- (2) 坂戸市地域福祉計画の推進に関し、意見を述べ、及び助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 社会福祉、医療又は保健に関する職務に従事する者
- (4) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会

(敬称略)

No.	区 分	所属機関・団体	委員
1	学識経験者	城西大学大学院	霧島 和孝
2		彩の国福祉教育・ボランティア学習推進員ネットワーク(あったかウェルねっと)	須田 正子
3	関係機関・団体	坂戸市区長会	秋山 一視
4		坂戸市民生委員・児童委員連絡協議会連合会	佐藤 和恵
5		坂戸市自主防災組織連絡協議会	三島 康弘
6		坂戸市社会福祉協議会	恒川 勝
7		坂戸市ボランティア連絡会	関 治
8		坂戸市介護保険事業者連絡会	岸山 真理子
9		坂戸市老人クラブ連合会	東條 茂治
10		坂戸市障害者団体連絡会	笠松 ひろ子
11		坂戸市商工会	関口 久雄
12		坂戸市PTA連合会	堀越 隆
13		坂戸市消防団	小島 清人
14	公募市民	—	岸野 多津子
15		—	木田 啓子

※ 「坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱」は、平成27年3月31日をもって廃止となり、新たに平成27年4月1日より「坂戸市地域福祉計画審議会条例」による審議会として、進行管理、計画策定を行ってまいります。

4. 坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議

坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議設置要領

(設置)

第1条 坂戸市地域福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な策定・推進を図るため、坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の素案の策定及び関係部署間の施策の連携・調整に関すること。
- (2) その他計画の策定・推進に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議の会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 庁内会議に会長及び副会長を置き、会長は福祉部長の職にある者をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、庁内会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第5条 庁内会議に、第2条の所掌事務の細目について調査及び研究を行うワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 ワーキングチームにチーム・リーダー及びチーム・メンバーを置く。
- 4 前項のチーム・リーダー及びチーム・メンバーは、別表第2に掲げる職にある者のうちから、庁内会議の会長が指名する者をもって充てる。
- 5 チーム・リーダーは、チームの事務を総理し、チームを代表する。
- 6 チーム・リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 7 ワーキングチームは、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか庁内会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

所 属	職
福 祉 部	部長、次長、福祉総務課長、子育て支援課長 保育課長、高齢者福祉課長、障害者福祉課長
総 合 政 策 部	男女共生課長
総 務 部	防災安全課長
市 民 生 活 部	市民協働推進課長、市民文化課長、商工労政課長
環 境 部	環境政策課長
健 康 増 進 部	健康スポーツ推進課長、市民健康センター所長
教育委員会事務局	学校教育課長、社会教育課長
坂戸市社会福祉協議会	事務局長



別表第2（第5条関係）

所 属		職
福 祉 総 務 課	企画庶務担当	課長補佐又は係長
	ふれあい・福祉総合相談担当	
子 育 て 支 援 課	支援担当	課長補佐又は係長
保 育 課	保育担当	課長補佐又は係長
高 齢 者 福 祉 課	介護保険担当	課長補佐又は係長
	高齢者福祉担当	課長補佐又は係長
	地域支援事業担当	課長補佐又は係長
障 害 者 福 祉 課	障害者援護担当	課長補佐又は係長
男 女 共 生 課	男女共生担当	課長補佐又は係長
防 災 安 全 課	防災担当	課長補佐又は係長
	防犯・交通安全担当	課長補佐又は係長
市 民 協 働 推 進 課	市民活動推進担当	課長補佐又は係長
市 民 文 化 課	市民生活・文化担当	課長補佐又は係長
	青少年担当	課長補佐又は係長
商 工 労 政 課	商工労政担当	課長補佐又は係長
環 境 政 策 課	花と緑の推進担当	課長補佐又は係長
健康スポーツ推進課	健康政策担当	課長補佐又は係長
	スポーツ振興担当	課長補佐又は係長
市 民 健 康 セ ン タ ー	母子保健担当	課長補佐又は係長
	成人保険・特定健診担当	課長補佐又は係長
学 校 教 育 課	指導担当	課長補佐又は係長
社 会 教 育 課	社会教育担当	課長補佐又は係長
坂 戸 市 社 会 福 祉 協 議 会		課長補佐又は係長

5. 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定経過

開催日	場所	会議名等	内容
平成 26 年 10 月 15 日 (水)	福祉センター 会議室	第 1 回坂戸市地域福祉 活動計画策定・推進委 員会	(1) 第 2 期坂戸市社会福祉協議会地域福祉 活動計画策定について (2) 第 2 期坂戸市地域福祉計画・坂戸市社 会福祉協議会地域福祉活動計画について (3) 策定スケジュールについて
11 月 21 日 (金)	福祉センター 会議室	第 2 回坂戸市地域福祉 活動計画策定・推進委 員会	(1) 第 2 期坂戸市地域福祉計画について (2) 第 2 期坂戸市社会福祉協議会地域福 祉活動計画 (素案) について (3) 地区別懇談会の開催について
11 月 25 日 (火) ～12 月 5 日 (金)	8 公民館・地域 交流センター	地区別懇談会	支え合いのまちづくりの推進について
12 月 11 日 (木)	福祉センター 会議室	第 3 回坂戸市地域福祉 活動計画策定・推進委 員会	(1) 第 2 期坂戸市社会福祉協議会地域福祉 活動計画 (素案) について (2) 地区別懇談会結果について (3) アンケート結果について (4) 市民コメントの実施について
平成 27 年 1 月 1 日 (木) ～2 月 2 日 (月)	市政情報コー ナー、福祉総務 課、各公民館・ 地域交流セン ター、各出張 所、中央図書 館、福祉センタ ー	市民コメント	坂戸市地域福祉計画・坂戸市社会福祉協議 会地域福祉活動計画 (素案) 市民コメント 募集 (周知方法: 広報さかど、市ホームページ)
3 月 20 日 (金)	福祉センター 会議室	第 4 回坂戸市地域福祉 活動計画策定・推進委 員会	会長へ第 2 期坂戸市地域福祉計画・坂戸市 社会福祉協議会地域福祉活動計画最終原 案を報告

6. 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 福祉のまちづくりを実現するための坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定・推進することを目的に、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委 員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10名以内をもって構成する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 福祉専門機関及び団体の者
- (3) 社会福祉、医療または保健に関する職務に従事する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定
- (2) 計画の進行管理
- (3) その他会長が必要と認める事項

2 会議は委員長が招集し、その議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、坂戸市社会福祉協議会事務局において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月29日から施行する。
- 2 施行後最初の委員の任期については、第3条の規定に関わらず、委嘱日から平成30年3月31日までとする。

坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会

(敬称略)

No.	区 分	所属機関・団体	委員
1	知識経験を有する者	NPO法人ケアピーぷる	末森 克彦
2		NPO法人ぽてとto地域福祉の会	河端 幸男
3		坂戸市社会福祉協議会広報委員会委員長	野口 達雄
4		坂戸市社会福祉協議会在宅福祉サービス推進委員会委員長	杉本 好司
5		坂戸市社会福祉協議会さかどボランティア・市民活動センター運営委員会委員長	飯田 康夫
6	社会福祉、医療または保健に関する職務に従事する者	社会福祉法人プラモウトサークルクラブ 坂戸サークルホーム施設長	渡辺 恭一
7	福祉専門機関及び団体の者	彩の国福祉教育・ボランティア学習推進員ネットワーク(あったかウェルねっと)	須田 正子
8	アドバイザー	日本社会事業大学	菱沼 幹男

坂戸市地域福祉計画（第２期）
坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第２期）

平成２７年３月発行

発行：坂戸市・社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

編集：坂戸市福祉部福祉総務課・社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

■坂戸市役所

〒３５０－０２９２ 埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号

TEL ０４９－２８３－１３３１（代表）

HP <http://www.city.sakado.lg.jp/>

■社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

〒３５０－０２１２ 埼玉県坂戸市石井２３２７番地６

TEL ０４９－２８３－１５９７

HP <http://sakadoshakyou.jp>

イラスト・デザイン：柳 みか_{さん}（坂戸市石井在住）

